

議 事 日 程 第 2 号

平成26年6月11日（水）午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第2号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1 番	木	村	芳	浩	議員	2 番	相	田	克	平	議員	
3 番	高	橋	嘉	門	議員	4 番	佐	藤	弘	司	議員	
5 番	山	田	富	佐	子	議員	6 番	山	村		明	議員
7 番	鈴	木	章	郎	議員	8 番	高	橋		壽	議員	
9 番	白	根	澤	澄	子	議員	10 番	佐	藤	忠	次	議員
11 番	遠	藤	正	人	議員	12 番	堤		郁	雄	議員	
13 番	工	藤	正	雄	議員	14 番	齋	藤	千	恵	子	議員
15 番	島	軒	純	一	議員	16 番	海	老	名		悟	議員
17 番	渋	間	佳	寿	美	議員	18 番	相	田	光	照	議員
19 番	中	村	圭	介	議員	20 番	小	島	卓	二	議員	
21 番	佐	藤		兵	議員	22 番	高	橋	義	和	議員	
23 番	小	久	保	広	信	議員	24 番	我	妻	徳	雄	議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長	安 部 三十郎	副 市 長	小 林 正 夫
総 務 部 長	須 佐 達 朗	企画調整部長	山 口 昇 一
市民環境部長	赤 木 義 信	健康福祉部長	菅 野 智 幸
産 業 部 長	多 田 美佐雄	建 設 部 長	細 谷 圭 一
会 計 管 理 者	神 田 仁	総 務 課 長	菅 野 紀 生
財 政 課 長	後 藤 利 明	総合政策課長	我 妻 秀 彰
水 道 部 長	加 藤 吉 宏	病院事業管理者	芦 川 紘 一
市 立 病 院 長	加 藤 智 幸	教 育 委 員 会 長	高 橋 英 機
教 育 長	原 邦 雄	委 員 長	船 山 弘 行
教育指導部長	土 屋 宏	教育管理部長	伊 藤 精 司
農 業 委 員 会 長	高 橋 寿 一	農業委員会会長	
事 務 局 長		選挙管理委員会	小 林 栄
選挙管理委員会	生 田 英 紀	委 員 長	
事 務 局 長		代表監査委員	大 澤 悦 範
監 査 委 員 長	宇津江 俊 夫		

出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長	近 野 長 美	事 務 局 次 長	高 野 正 雄
庶 務 係 長	金 子 いく子	議事調査係長	青 木 重 雄
主 査	堤 治	主 任	我 妻 政 仁

午前１０時００分 開 議

○島軒純一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第２号により進めます。

.....

日程第１ 一般質問

○島軒純一議長 日程第１、一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

一つ、新文化複合施設とその関連について外
１点、６番山村明議員。

〔６番山村 明議員登壇〕（拍手）

○６番（山村 明議員） おはようございます。

政鱗会の山村明です。久しぶりのトップバッターということですが、昔は時々第１質問者のときがありましたが、今では質問者数が非常に多くなり、なかなか１番くじは当たらなくなってまいりました。

いよいよ第20回ワールドカップ大会がブラジルで現地時間で６月12日から７月13日まで１カ月かけて行われます。大陸間プレーオフなどを勝ち抜いて本大会へ32チームが出場いたします。

日本代表のサムライジャパンもＣ組で出場し、予選リーグを突破することはもちろん、ベスト８ぐらいまで行ってくれるのではないかと期待がされております。

地球の裏側での大会なので、日本では深夜早朝の試合時間となり、多くの国民が寝不足になるのではないのでしょうか。日本代表チームの大活躍を祈念し、応援しようではありませんか。

米沢市も６月５日に梅雨入りしたという報道がありました。昨年より10日早く、平年より７日早い入梅だそうです。

けさの地元新聞にも出ておりましたけれども、

ことしはエルニーニョ現象が懸念され、この梅雨のまま冷夏になってしまうのではないかとこの心配がなされます。そうなりますと、米を初めとしての農産物への影響が非常に懸念されるところであります。梅雨が明けて早く暑い夏が来てほしいものであります。暦、カレンダーを見ますと、きょう６月11日の欄を見ますと入梅と書いてあります。

ポポロビル用地とまちの広場の兼ね合いについて。

新文化複合施設は、用地取得もせずに図書館、ギャラリーの建設議案を議会に出し、議会は通ったもののテナントビルとの兼ね合いでこれが失敗するとまちの広場を潰し、非常に何をやっているんだろうと市民からの叱責を我々議員も受けながら、そして工事費用のたび重なる増額、そして予算が議会を通る前に先走って工事を着工したことやら、そして地下から余分な埋設物が出てきたり、非常に今まで多くの問題点、そういったものを抱えながらここまで来たわけがあります。

私も３月24日だったですか、３月議会の最終日で議決があり、これでこの新文化複合施設については全て終わったなと決着したなと私も思っております。

しかし、５月17日、５月18日の地元新聞２紙を見てびっくりしてしまったわけであります。報道された内容では、ポポロビルの所有者側が立ち退きを求めた訴訟で、その訴訟を取り下げたと。そして、相手方の了解も得られたというか得たような形、もちろん相手方はそれに同意するのは当然でありますけれどももということの報道があったわけであります。

このことについて、まず原告のビル側が訴えを取り下げていたことがわかったと記事にあります。まずこれが事実かどうかをお聞きをいたします。

それから、原告と相手側は訴訟の取り下げ同意

書を3月初旬に交わしていたが、このことを市長と市の行政側は議会や市民になぜ知らせなかったのか。市長当局は、このことをいつ知り得たのかお聞きをします。

ポポロビル所有者との覚書について。

こういったビル所有者側とテナント側での訴訟が取り下げられたという状況になったわけでありませうけれども、この覚書ですね。ビル所有者とテナント側の話が合意すれば、米沢市がこのビルの用地を取得してまちの広場の代替施設をつくるという覚書があるわけですが、この覚書は有効なのかどうなのか。そして、覚書はいつまで有効なのか。

今回の状況から推察すると、この合意に至るビル所有者側とテナント側が合意するには、恐らく訴訟を取り下げたことによってかなり長い先の話になるのではなかろうかなと思えるわけですが、この覚書はいつまで有効だということになるのでしょうか。

それから、かなりの年数がたっていくことが想定されるわけでありませうけれども、こういった状況になればこの覚書が無効になるということが出てくるのか。その辺をお聞きいたします。

2つ、米沢おしょうしなマラソン大会について。

日本の世の中は、健康志向が大変高まっております。団塊の世代が65歳、前期高齢者に達し始めました。余暇をいかに過ごすかということでジョギングが大変なブームになっております。毎週土曜日、テレビNHK、BS1でランスマという番組が放映されています。金哲彦さんやSHELLYさんと男性のタレントの方がレギュラーで出演し、初めは走り方や練習の仕方を主にやっていましたが、今では全国のマラソン大会を取材し放送しています。

「ひがしねさくらんぼマラソン大会」を初め主要な大会等と時には小さな村の手づくりトレールランニング大会などユニークなものも取り上げられているようです。

1、平成27年度からの市街地コースなどへの見直しはどのような状況か。市街地コースにする目的は何か。

盛大にしようとしているのか。そして、盛大な大会にするためにどのように考えているか。

以上、1回目の質問を終わります。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

〔山口昇一企画調整部長登壇〕

○山口昇一企画調整部長 私からは、1点目の新文化複合施設の関連の御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、ポポロビルの賃貸借契約に係る裁判の経過や取り下げの理由及びその後の経緯について申し上げたいと思います。

この裁判は、ポポロビルの所有会社が原告となり、賃貸借契約期限が過ぎているにもかかわらず退去に応じてもらえないテナント1社に対して、建物明け渡しを求めて平成24年5月8日に提訴されたものであります。

その後、訴訟は、約2年間にわたり非公開による13回の弁論準備手続により進められてまいりました。

しかしながら、ビルの明け渡しに伴う補償金額の主張に相当の開きがあり、このまま裁判を継続しても解決のめどが立たないことから、ビル所有会社は、一旦静観したいとして本年2月28日に裁判所に提訴取り下げ書を提出いたしました。また、テナント側も訴訟取り下げ同意書を3月5日に裁判所に提出し、3月7日に受理されたということであります。

このことによって、ビル所有者会社とテナントの権利関係については、法的に提訴以前の状態に戻るため、テナントは賃貸借契約により営業を継続することになっております。

一方、本市には、3月の中旬にビル所有会社から解決のめどが立たないことから訴訟を取り下げるという方向性についての電話連絡をいただいております。ただ、その段階ではまだ確定し

たものではないと理解をさせていただきました。

公表については、原告、被告の双方の利益に影響を与えるおそれがあるため、訴訟取り下げの正式な報告をいただくことを待って、その時点で経過や今後のことなどを含めて確認を行う考えでいたところであります。

しかしながら、5月の中旬に報道機関からポポロビルの裁判が終了しているのではないかという取材を受けまして、直ちにビル所有会社に問い合わせを行ったところ、訴訟の取り下げ申請は代理人弁護士に任せているので、正確な期日等が把握できない状況でありました。

その後5月21日にビル所有会社の代表の方に御足労いただいて直接面談をした中で、事実関係の確認を行うとともに代理人弁護士にも別途法的な考え等についてお伺いし、ただいまお答えをした内容のとおり確認を行ったところであります。

さらに、ビル所有会社から市への報告については、訴訟の取り下げ後にも供託金の処理を初めとするさまざまな事務が残っておりましたので、その事務処理が終わった段階で報告する予定にしていたとのことでありました。

本市においても、もう少し早い段階で事実関係の確認を行い、議会への報告と説明を報道に先んじて行うべきであったと考えております。

次に、覚書の関係であります。

ポポロビル側と締結をした覚書が有効かという御質問についてであります。この覚書が実行される前提条件としては、テナントが退去した場合においてとしており、今回のビル所有者とテナント側との訴訟の取り下げをもってこの前提条件が完全に否定されたわけではないと考えております。

また、ビル所有会社も本市の中心市街地活性化のために覚書に基づき協力するという考えは変わっていないということも確認しておりますので、現時点では覚書は有効に継続しているもの

と捉えております。

どうなれば無効となるのかという御質問でありましたが、今後前提条件としたテナント退去の可能性が完全に消滅したとき、あるいは覚書の締結当事者において大きな事情の変化が生じ双方が協議を行って了承した場合などについては、この覚書を解除することはできるものと考えております。

私からは以上であります。

○島軒純一議長 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 私から、山村明議員の御質問のうち米沢おしょうしなハーフマラソン大会についてお答えいたします。

まず初めに、米沢おしょうしなハーフマラソン大会の平成27年度からの市街地コース等への見直しについてお答えいたします。

まず、現在の大会の概要についてであります。今年度は14回目を迎え、10月13日の体育の日に開催を予定しております。コースは、市営陸上競技場をスタートし、最上川上流河川緑地及び県南自転車道を北上した後、窪田地区で折り返して陸上競技場にゴールしております。

種目につきましては、2キロメートルの部がファミリー、小学校4年から6年生の男女、3キロメートルの部は中学生男女、ほか5キロメートル、10キロメートル、ハーフの部は高校生から一般の方まで男女別、年齢別の計31種目で開催しております。なお、10キロコース及びハーフコースは、日本陸上競技連盟の公認コースとなっております。

参加人数につきましては、年々増加をしております。平成23年度より1,000名を超え、昨年度は1,231名の参加者を得て開催させていただきました。その内訳といたしましては、市内参加者が662名、県内参加者が275名、県外参加者は294名で、北は北海道から南は沖縄県まで多くの都道府県から御参加をいただいております。

御質問の参加者増加が目的だと思うが、市街地コースにする目的は何かについてであります。現在の大会は、安全対策を考慮した結果、最上川上流河川緑地及び県南自転車道を走るコースになっております。参加された皆様には、安心して最上川の雄大な景色、米沢の自然を堪能していただける半面、参加者へのアンケートなどを拝見しますと、風景が単調であり声援が少ないなどの理由で、市街地を走りたいとの御意見を頂戴しております。

近年、健康志向の高まりにより市民ランナーが増加し、全国各地で市民マラソン大会が開催されております。主催する自治体の多くが、市民マラソン大会を活用したスポーツツーリズムを推進し、より多くの方々に参加していただくことによって、地域経済への波及効果を図るため市街地コースを選定しております。

平成25年度の山形県内の市民マラソン大会は、24市町で36大会が開催されました。この市民マラソン激戦時代に参加者数を伸ばし、市民マラソンとして充実させるためには、本大会のコースにつきましても、市街地コースを選定していかなければならないと考えております。

次に、盛大な大会にするための方策についてお答えいたします。

現在の大会におきましても、参加者へ芋煮の無料配布を実施するとともに、小野川温泉旅館組合の御協賛をいただき、低額で温泉に入浴できるサービスを行っております。また、大会参加者のみならず応援にお越しくださった御家族の皆様を初め、地域の皆様方にも楽しんでいただけますよう市内各商店の皆様方の御協力により物販を行っておりますが、昨年度からはY-1グルメグランプリに出店されている方々の御協力もいただいております。

今年度は、さらに松川コミュニティセンターの御協力のもと、センター駐車場においてグルメフェスティバルと関東、甲信越、東北の武将隊

をお呼びした武将隊のコラボイベントを開催することとしております。

市街地マラソンを開催する場合においても、単なるマラソン大会だけでなく米沢の特色、特産を生かした大会とすることで盛り上げていきたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番（山村 明議員） 今まず新文化複合施設関連については、当局から答弁をいただきまして、今の話ですと5月21日に相手方と面談をしたと。ここで初めて正式に知り得たのかなという気がします。

我々議会としては、5月26日の各派代表者会、5月27日の文教総務常任委員会、30日の市政協議会、この場面で、はっきり申し上げますとプリントも何もなく、その他というところで何かさらっと言われたような気がします。

これだけの大変で重要な問題なのに、何か当局側の議会に対する説明も何か軽いなという思いを私はしたわけでありましてけれども、この5月26日の各派代表者会、これより先に何らかの形でしっかりと議会に報告をいただくことはできなかったのでしょうか。

それから、このビル側の訴訟の取り下げについて、ポポロビルさん側から米沢市への報告とか相談はあったのでしょうか。ここをまずお聞きをしておきたい。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 ちょっと前後しますが、今御質問が2点ございました。

まず、取り下げについての報告、相談がこれまでなかったのかということですが、先ほども答弁させていただきましたが、3月の中旬に会社から過去形の話ではなくて、これからすぐにしたいという方向性での連絡を受けていたというところが1点であります。

その後、私どもとしてはまだ訴訟が継続してい

るという認識のもとで、そうした当事者の原告側の意向を公表するのは差し控えなければいけないと判断をさせていただいたがゆえに、こういう事態になっているということで御理解をいただきたいと思います。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番（山村 明議員） ただいま3月中旬とおっしゃいましたよね。そうしますと、先ほどのあれでいきますと2月の28日に取り下げ書が提出され、3月5日に相手方の同意があって、3月7日に裁判所では決定をしていると。にもかかわらず、この3月中旬ごろについて、ビル管理会社側からそのうち相談をしたいみたいな話だったということは、米沢市から見ればこのビル管理会社側のどうもここでもうとっくに取り下げが成立しているにもかかわらず、そのことを米沢市側に教えないで隠したのか、都合が悪いと思ったのかそこはわかりませんが、どうもその辺、米沢市に対する誠意というものが私は感じられないという気がするんですが、当局はそのことについてどう思っていますか。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 方向性としての連絡を訴訟的には取り下げ手続が終了した後にはいただいているという格好になるわけですが、その時点でいただいていたと、方向性については連絡を受けていたというところでありまして、その後正式な報告が来るんだろうと私どもとしては期待をしてお待ちを申し上げたというのが実態でございます。

誠意を感じられないのではないかという感想がありますが、その点については、コメントは控えさせていただきたいと思います。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番（山村 明議員） どうもこういったやはり米沢市という我々地方公共団体としての自治体としての公の部分があるわけですから、相手側もそういうことは当然わかっている上でしっか

りした対応をすべきなはずであるわけですが、どうも相手側のしっかりしたあれが見えない。要するに会社の内部体制がうまく機能していない、不備だからと言われてしまえば元も子もないんですが、こういった非常に米沢市の将来にかかわる、そしてまた用地が有償か無償か、その解体費等非常に高額の物件、多額の費用を要する物件でもありますし、こういったことについてやはり相手方も当然、米沢でもオーナーなりその親会社はかなりしっかりした大きな会社だと私は思っておりますけれども、にもかかわらずこのことについては、非常に中途半端な米沢市に対する対応がなされてきたのではないかなと思うわけであります。

こういった私が今申し上げたようなことを当局から相手のビル管理会社には、私のような思いは伝えられておるのでしょうか。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 先ほどもお答えをしたわけですが、直接お越しをいただいて面談をした中で、市への報告についてもお話をさせていただきました。先ほどお答えしたとおり供託金の処理ですとかさまざまな事務がまだまだ残っておって、そうしたものを全部整理をつけて、その上で市に報告する予定でいたということでありましたので、それで理解をさせていただきました。

ただ、今後この覚書は継続していると先ほども認識を述べさせていただきましたが、しばらくはやはりポポロビルの状況、今後の推移を見ていく必要があろうと思っておりますし、ビル会社との情報交換を継続してやっていく必要があろうと思っておりますので、お互いに情報については、きちんと報告するなりそうした気構えでやっていきたいと思いますという事は申し入れをさせていただきますながら進めていきたいと思っております。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番（山村 明議員） 今回ポポロビル側では訴訟を取り下げたということになっていますけれども、ポポロビル側とテナントの居酒屋チェーン店との信頼関係、連携関係を市当局はどのように見ておられるのでしょうか。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 提訴が取り下げられたことによって、訴訟自体がなかったといえますが、提訴する前の法律関係に戻っておりますので、賃貸借契約が今継続している状況になっております。ですので、改めてその信頼関係ということではなくて、法的な立場としてもとに戻っているという関係の中で、2者間の関係は継続しているという状況であります。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番（山村 明議員） 私から見ればその大家とたな子の関係の中で、結局は出ていけ出ていかないということで、お互い弁護士を立てて裁判の状態まで来ておることからすると、この大家とたな子との関係というのは、いい状態ではないのだろうと推測するわけであります。

そういう中で、覚書が今後どのように、覚書は有効だという話でありますけれども、この覚書の中身が本当に実行される、要するにテナントが撤退をするということに至るには、この両者間の出ていけ出ていかないという間柄から裁判をして、この状況を見ますと非常に私は険悪な状況なんだろうと思います。ですから、この覚書を執行するに至るまでの状況というのは、非常に厳しい状況と思いますが、当局はこのことについてどう思いますか。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 今般提訴が取り下げられて、その後どういう関係といいますか推移を見せていくかについては、これはなかなか難しい状況でありまして、こういう方向性になるんだというところは具体的にはイメージは持ってございません。

ただ、この場所が中心市街地活性化にとって一つの文化交流ゾーンとして大事な土地だという認識は依然として持っておりますので、いましばらくはその推移を見守りながらビル会社と情報交換をして、覚書の実行の可能性についてさまざま探っていくしかないと考えているところであります。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番（山村 明議員） 5月27日の地元新聞に安部市長の26日の定例記者会見の記事が載っておりました。その中で、ただいまの新文化複合施設のまちの広場の代替をつくる考えに変わりはないと市長は答えたようでありますが、そして今の状況はと聞かれたことについて、市長は待つしかないと答えたというニュアンスで書いてありますけれども、そのことについて間違いはございませんか。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 結論からいって待つしかないと思っています。あくまでもポポロビル所有会社とテナントの交渉という状況ですので、そういう中で直接テナントに市が働きかけをするとか、あるいはビル会社に何か援助をするとかそういうことにはなっていない以上、この交渉が成立するのを待つしかないと思っています。

そして、今までさまざまな御質問がございましたが、結果的には最初の分かれ道のところでビル所有会社とテナントの解決を待って、そして当初の予定どおりの場所に建てるという道を選んでいけば、結局はいつまでも新文化複合施設はできないということになったわけですので、そういう意味では途中でまちの広場に場所を変えて、議会の御理解をいただいて議決をいただいたというのは大変ありがたいと思っています。

昨年の12月に一関の図書館視察に行きました。一関もたしかことしの7月に完成する予定だったと思いますが、町なかに図書館を建設中であ

ります。一ノ関の駅をおりると、大槻三賢人という一関が生んだおじいさん、子供、孫三代にわたる胸像が建っていて、「遂げずばやまじ」という言葉が大槻家の家訓と紹介されています。今まで私は、いろいろな場でとりわけ米沢女子短大の入学式とかお呼ばれしたときの祝辞などで上杉鷹山の「為せば成る」と大槻家の「遂げずばやまじ」という2つをセットにして、教育文化の町という話をしてきました。ですから、一方でそういう町の真ん中に図書館を建てようといってスムーズに建っている町の様子を見ると、大変うらやましいと思っておりますが、うらやましいと思うだけではなくてやはり米沢も中心市街地の再生、そして教育文化の振興、さらには町の真ん中に何があるかでその町の性格が決まっていくという原理、そういうことから米沢も一関に負けないように町なかに図書館、市民ギャラリーの文化施設をきちんと建てていくことを努力していかなければいけないと考えております。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番（山村 明議員） 次に、かなり前の話になりますが、平成16年に市長はオフィス・アルカディアに病院が立地することを前市長と病院が取り決めていたことを教えられなかったということに激怒したという話を聞いております。

今回の議会と市民に対してこの訴訟を取り下げたことを教えなかったということについては、市長は自分が教えられなかったことには非常にお怒りになったようですけれども、今回我々に対して教えなかったのではないかというこの状況について、市長はどう思っていますか。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 まず、オフィス・アルカディアの病院の件は、激怒したかどうかという文学的な表現とは別に、市民に説明していた事業目的と違うことが進められていたということ自体、市長に就任してそれはうまくないという見解を

示したということですので、まず御理解をいただきたいと思います。

今回のことはそれとは違うと思っております。違うことではありますが、ただ先ほど部長が御説明したようにビル会社からいち早く連絡を受けるようにすべきだった。ビル会社に対してこういうことはいち早く教えてほしいという申し入れをしたということです。それと申し入れを受けたら議会にいち早く説明するというそういう流れがあるべき姿だったという答弁をしているわけですが、全くその答弁と同じだと考えております。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番（山村 明議員） まちの広場を結局なくするというかまちの広場の廃止ということについての議案のときに、ポポロビル用地の取得をして、その後に代替のまちの広場がつくられるということで妥協した議員なり市民の方々がおられたはずですが、それと、ギャラリードリームが近隣の百貨店に移転改装したわけですが、結局この費用は無駄遣いだったということに今回のことではなってくるわけですが、このことについて市長はどういった責任のとり方をしようとしているのか、されるのか、お聞きをしたい。

○島軒純一議長 安部市長、お答えください。安部市長。

○安部三十郎市長 それでは、ちょっとおっしゃっている趣旨がよくわかりませんので、もう一度お願いします。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番（山村 明議員） まちの広場を廃止するときに、ポポロビルの跡地を取得してまちの広場がつくられるということで妥協して賛成した議員や市民の方々がおられたはずですが、

今回訴訟が取り下げられたということになってきますと、我々は近い将来だろうと思っていたのが、どうも遠い将来に私はなってくるんだと

思っています。ですから、そのことについて、すぐにでもポポロビルを取得してまちの広場の代替ができるんだと思った市民なり議員が大勢いて、このことが結局今回の訴訟取り下げということになって、これは大分遠い話になってしまったわけですよ。だから、そのことについて当時は近い将来だと思っていたのが近い将来ではなくなったわけですから、そのことについての責任と、それからギャラリードリームを近くのデパートに移転改装、これは費用なりいろいろな作業がかかったわけでありましてけれども、こういったものが無駄だったということになるんだと思うんです。だから、訴訟を取り下げるといふ状態で入っていていいですよというのなら、ギャラリードリームも移転しなくても済んだはずですけども、そのこと。この2つについての市長の責任のとり方ということです。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 解決した後、ポポロをどうするかということについては、市としては構想としてまちの広場の代替施設、すなわち簡単に言えば新しいまちの広場にしたいというそういう構想は議会に御説明を申し上げてきましたし、市民の方々にもそういう構想は申し上げてまいりました。

ただ、すぐにできるということを申し上げてきたわけではないですし、また議会もポポロの跡地をまちの広場にするという条件つきで議決がなされたわけでもありませんので、あくまでも市としての構想はそういうことだということを申し上げて、議会もそういう構想であるということ認識されてというそういう段階で議決がなされたわけでありまして、今山村議員がお求めになっている責任とかそういうことにはなっていないと思っています。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番（山村 明議員） この一連の間に市長の減給ということが2度提案をされて、私は反対し

ましたけれども、2度とも通って市長の減給が2度あったわけでありまして。

今やっぱ責任のとり方といいますと、やはり吉村山形県知事なんかは退職金はもらわないんだという、それは責任のとり方ではなくて退職金はいただかないという話であったわけでありまして、この間ちょっと米沢市長の退職金とはどのぐらいになるのかなと思って計算をしました。来年の12月時点で9,162万7,200円という退職金だとなって、私も大変な額だなと思ってびっくりしたわけでありましてけれども、こういった県知事が退職金を受け取らないんだという状況があり、こういった一連の数カ月の市長の給与の事態というものの乖離の大きさをかなり私としては大きいなと思っておりまして、その辺退職金等について市長は何らかの考えをいたすつもりはございませんか。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 おっしゃっていることを整理させていただきますと2つあると思います。

まず、争っているビル会社とテナントの訴訟をビル会社に取り下げたということについて、市長に責任あるのではないかと御質問ですが、それについては、今し方特別その点について責任が問われるものではないと私は申し上げました。

そして次に、知事がという例が出ましたが、それは一般論としてマニフェストに掲げたことと違うことをしてよいのかという論点だと思います。そして、結果的にはマニフェストどおりのことを知事がされたというそういうことでありますので、それが米沢市長の退職金が云々ということには論理的につながっていかないと思っています。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番（山村 明議員） ビル管理会社とテナント側がお互いに弁護士を立てて裁判で争っている間柄、この間柄でテナント側が立ち退きに和解

することは非常に難しいことだと思います。そして、そういう状況であったわけですが、結局大家が立ち退き要求をしないことにしますということにたな子は同意したということは、大家が諦めてたな子側の筋が通ったということになりますと、よって覚書は白紙に戻ったことになるのではないのかなと感ずるわけですが、その辺覚書が紙切れ同然になってしまったような気がします、その点についてはどう思いますか。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 提訴の取り下げによる法律効果については、先ほどお答えをさせていただいたとおりであります。要するに、裁判前の状態に戻ったということになっているわけがあります。これから先、立ち退きの要求をしないとかそういうことではありませんので、誤解のないようにお願いをしたいと思います。

それから、先ほどドリームを大沼さんに移転したことによって無駄な経費が発生したのではないかということについての答えが漏れているようでしたので、ここでお答えをさせていただきますが、ポポロビル所有会社は市への協力をするということを前提にして、ドリームだけではなくてほかのテナントについても契約を更新しないで身軽になったわけです。ただ、結果として今の居酒屋テナント1店が残ってこういう結果になっているということでありまして、私どもとしては新文化複合施設ができるまでの間、同じ中心市街地にある大沼さんに間借りをしてドリームを続けさせていただいているということでもありますから、1対1の関係で結びつくということではありませんので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番(山村 明議員) きょうの地元新聞の記事で、米沢市の新文化複合施設の建設地が隣接するまちの広場に変更された問題で、市民3人が

安部三十郎市長相手に建設地変更前に支出した公費の賠償などを求めた住民訴訟2件の判決判決という記事が載っておりますが、この中で「ビル管理会社が市との売買契約を履行しなかったという点は、市の規則に基づく契約書は交わされていないとし、合意による契約成立を前提にした原告の訴えを退けた」という記事で、これは私は覚書のことではないかなと思うんですけれども、これが覚書であれば覚書は市の規則に基づく契約書は交わされていない状況と裁判ではとられたのか。そここのところ。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 今御質問の件は、要するに市とポポロビル会社で売買契約が成立していたかどうかという視点でありまして、今申されたような覚書の件ではなくて、口頭でも売買契約は成立していたという主張を原告側はしていたということであります。

市が売買契約を結ぶ場合においては、契約規則等による手続が必要でありますし、書面による契約書を取り交わさない限りは、市においては契約はまだ成立はしていないというところの認定がなされたということであります。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番(山村 明議員) 時間がないので、マラソン大会のほうを急いでやらせていただきたいと思います。

やはり米沢の大会が参加者が1,000人規模と、「ひがしねさくらんぼマラソン大会」は1万人を超す規模というすごい盛況、それには自衛隊の用地や協力、すごいバックアップ体制があることはわかるのでありますが、やっぱりもっと、この間歴史友好親善都市の南魚沼のマラソン大会をインターネットで調べたんですけれども、「南魚沼グルメマラソン大会」といって、ゴールすると南魚沼コシヒカリの御飯が食べ放題とか非常にユニークなことをやっておるんですね。参加者が多い大会で、参加者はどの辺から来て

いらっしゃるのかなと思って見ましたら、やっぱり東京周辺、東京都、埼玉県あたりからかなりの参加者が来ておるということで、やはりキャッチフレーズも含めて魅力のある大会をやっ
ていけないとだめなのではないのかなと思います。

そういった意味で、何かマスコミ受けすること、やっぱり奇抜なこともやるとマスコミは当然や
ってくれると思うんですけども、そういう点で何か新しい企画というのは考えておられない
ものでしょうか。

○島軒純一議長 船山教育管理部長。

○船山弘行教育管理部長 ただいまの御質問にお答
えしたいと思います。

山村議員おっしゃるとおり、各地域でいろい
ろな工夫を凝らしたマラソン大会が開かれており
ます。その中では、例えば仮装をしての大会で
ありますとか、ゴールした場合の商品が豪華な
ものでありますとかいろいろなものが食べ放題
でありますとか、いろいろな考えを持ってそれ
ぞれの地域で大会を開かれているというのはお
聞きをしております。

今回であります、平成27年に向けて市街地コ
ースを選定するという大変大きな課題を抱えて
来年度に取り組もうとしております。そのこと
がまず第一の目標でありまして、その中でど
のような米沢市としてのコースを選定してい
たらいいかというのをまず第一に考えさせて
いただきまして、それとともにあわせていろ
いろな面で各地域のユニークさなり大会のお
もしろさを検討させていただければと現時
点で考えてございます。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番（山村 明議員） 今回は市街地コースとな
るわけで、警察、公安委員会との協力体制、そ
れから駐車場の心配、それからやはり一番は運
営従事者、補助員、ボランティアの方々をいか
に大会に必要な分だけ確保するかと。今までは

河川敷を走っていたので、運営従事者というの
は、ぽつんぽつんと本当のところどころにしか
まばらにしかいなくてもよかった状態ですけれ
ども、今度はもっとたくさん要るのではないか
なと思います。

それから、私の思いでは秋口の大会はたくさん
あるんですね。春先の大会となると、非常に数
は少ない。この辺で、私もジョギングをやっ
ていますけれども、皆さんどこに行かれるのかと
いうと、春先は村上市の海岸沿いの風光明媚な
ところでやる、何でしたかあそこは。非常に春
先の大会が多いんです。それから、あとは米沢
の大会、ことしは1週間ずれるそうですけれど
も、長井のマラソン大会と重複するんです。長
井はフルマラソンの部がありまして、私の知っ
ている方でも「山村さん、私米沢の大会にも出
てやりたいんですけども、私はフルマラソンを
走るので長井に行くんだ」ということで、今ま
でいつも日にちが重なっていたので、そうい
うことで向こうに行っておられた方が多いよう
です。

それから、やはり奇抜さという点でこれは私の
思いつきですけども、せっかく米沢は着物議
会をやっておりますので、着物マラソン大会で
も浴衣を着て裾をはしょって走っていただくと
か、陣羽織の袖なしのやつでもいいよとか、何
かこう全国にアピールできるようなそういった
もの、何かおもしろいアイデアをぜひ考えて
いただきたいと要望して、私の一般質問を終わ
ります。ありがとうございました。

○島軒純一議長 以上で6番山村明議員の一般質問
を終了し、暫時休憩いたします。

午前10時58分 休 憩

~~~~~

午前11時08分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に進みます。

一つ、介護保険制度について外3点、9番白根澤澄子議員。

〔9番白根澤澄子議員登壇〕（拍手）

○9番（白根澤澄子議員） 日本共産党市議団の白根澤澄子です。

介護保険制度について外3点について質問いたします。

初めに、介護保険制度について伺いたいします。

ことし4月安倍内閣が国会に提案した医療・介護総合法案は、介護保険要支援認定者の訪問介護、通所介護を介護保険サービスから外す、特別養護老人ホームへの入所を原則要介護3以上とする、一定所得以上の方の利用料を2割にする、病院の入院病床を削減するなどの内容となっています。

多くの高齢者を介護サービスから除外し入院患者の追い出しを強化するもので、高齢化の進展で増大する介護・医療費用を抑制し、自己責任化を進める大改悪と言わなければならない法案です。

14年前の介護保険開始時の方針は、家族介護から社会的な介護にしていく、介護サービスを選べるようにしていくでした。このたびの改正案は、その方針からますます遠ざかり、家族の負担をふやし、必要な介護サービスをさらに使えないようにするものです。家族の介護のために年間10万人以上が離職し、この15年間で介護心中、介護殺人などの事件は550件に上ります。今後介護離職や悲惨な事件、そして高齢者の虐待などを増加させることになるのではないのでしょうか。

政府は、介護費用増大の抑制策として要支援を2段階にするなど介護予防を重視した制度改革を行い、認知症の初期対応の重要性を掲げた認

知症施策5カ年計画を策定していますが、軽度の認定である要支援のサービスを介護保険から外すことは、政府が進めてきた施策と矛盾するものです。

介護度が軽い方のサービスを削れば、必要な介護が受けられず介護度が進み重度化してしまいます。当初は介護費用を縮小できても、時間がたてばより一層の介護費用の増加を招きます。介護サービス利用者とその家族にとっても、財政から見ても利点どころか改悪となる法改正であり、成立させるべきではありません。

また、安倍内閣は4月から消費税を5%から8%に増税し、値上げ分は社会保障に使うと国民に説明しながら医療・介護を改悪することは、国民を欺くものであり法案は撤回すべきです。

医療・介護総合法案は、衆議院を通過し参議院で審議されています。実施は来年4月の予定です。米沢市でもさまざま検討されておられると思いますが、円滑な対応だけではなく介護サービスの利用者やその家族、介護現場に及ぼす影響や問題点を明らかにするような取り組みをしていただきたいものです。

法案では、要支援1または2と認定された方が受けている介護予防訪問介護と介護予防通所介護を介護サービスから外し、市町村が実施する地域支援事業に移します。地域支援事業では、ボランティアやNPOといったヘルパーなどの専門家による支援でなくてもよいとなっています。介護認定で自立と認定されたわけではないのに介護サービスが使えなくなるということは、介護を受ける権利を侵害するものと言わなければなりません。このことを米沢市としてはどのようにお考えでしょうか。

現在要支援認定で訪問、通所介護を利用している方が、まず影響を受けることになります。昨年度と今年度、モデル事業が実施されています。そこでは、介護サービスからの卒業を強要に近い形で働きかけられ、地域支援事業のサービス

に移ると費用負担が重くなったことが報告されています。本人や家族の意向をきちんと酌み取るべきですし、負担のあり方も検討すべきです。

今後、地域ケア会議が、介護認定の申請段階で介護保険か地域支援事業かに振り分けをすることになります。介護の受給権を侵害しない対応が求められます。

法案は、特別養護老人ホームの入所を原則要介護1以上から要介護3以上に限定しようとしています。全国の特養の待機者が52万人に達し、特養入所者数とほぼ同数となっていますが、特養の増設をしない方針の政府は、入所者を限定することで待機者を数の上で減らそうとしています。本人の所得で利用料が決まり、ついの住みかである特養だからこそその入所希望なのです。ほかの施設に入れるのでしょうか。在宅で暮らし続けられるようなきめ細かな支援が必要です。市としてはどう考えておられるのでしょうか。

現在の特養入所の待機者数は何人であり、そのうち要介護1、2の方は何人でしょうか。待機者が数の上で減っても特養の需要は依然として高いと言わなければなりません。来年度からの第6期介護保険事業計画に特養の増設を盛り込む必要があると思いますが、いかがでしょうか。

一定所得以上の方の利用料を1割から2割に倍化することも法案に規定されています。一定所得以上とは、単身の年金収入のみの方で160万円、収入で見ると280万円以上です。現在の1割負担でも利用可能な上限までサービスを使わない方が多いのが現状です。収入が多いといっても280万円です。2割負担になってそのまま同じサービスを使えば生活を圧迫することになり、負担が大変とサービスを減らせば重度化するおそれがあるなど問題が出てくるのではないのでしょうか。どのような影響があるとお考えか伺いたします。あわせて現在の介護サービス利用者で2割負担になる人数をお聞きいたします。

次に、医師の確保についてお尋ねいたします。

全国的に医師が不足し、米沢市立病院でも内科、呼吸器内科、皮膚科、神経内科など10人以上の医師が足りていません。市内にある市立病院以外の3つの病院も医師募集を行っており、医師不足の状況にあります。

国は、大学医学部の定員をふやし医師の養成を拡大しています。また、山形県は、医師修学資金制度を設け、県内病院に一定期間勤務すれば返済を免除する制度を設けています。さらに、山大学部は、来年度の入試から県内高校卒業生を対象に6人程度を入学させる地域枠を設け、県内医師確保策を強化することにしています。

これらの取り組みは、米沢市の医師確保に好材料ですが、しかし米沢で医師を確保できるという確実性があるわけではありません。米沢の地域医療を維持し充実していくためには、医師確保が最大の課題です。

市立病院だけ見ると、4月から消費税が増税になり病院持ち出しの負担がふえています。計画されている老朽化している病院の建てかえが実施されれば、建設費用の返済も発生します。経営の安定化はどうしても必要であり、そのためには医師が足りない状況は解消しなければなりません。病院として、看護師等奨学資金貸付制度のような医師のための制度を設けることができればいいのですが、できないなら米沢市がカバーすべきです。

以上のことから、米沢市として市立病院初め市内病院の医師を確保するために、貸し付け期間に見合う期間を市内の病院に勤務すれば返済を免除する医学生奨学金貸与制度を創設すべきであると考えますが、いかがでしょうか。現在このような制度は、病院から都道府県、そして市町村へと広がってきています。

続いて、市立米沢図書館への指定管理者制度の導入についてお聞きいたします。

新図書館を建設中ですが、新しくなった図書館に指定管理者制度を導入することを検討されて

いると伺っています。指定管理者を取り入れるとしたら、その理由は何でしょうか。図書館の管理運営を指定管理者に任せても問題はないとお考えでしょうか。

日本図書館協会が1954年に採択し、1979年に改定した図書館の自由に関する宣言は、図書館は基本的人権の一つとして知る自由を持つ国民に資料と施設を提供することを最も重要な任務とすると述べています。そして、資料収集の自由、資料提供の自由、利用者の秘密を守る自由、検閲への反対という4つの原則を掲げています。国民の表現の自由と表裏一体の関係にある知る自由を守るという重要な役割が、図書館にはあります。

さらに、多くの個人情報扱い、どのような図書資料を利用しているのか、個人の思想信条にもかかわる情報にも関与します。このような分野を民間に任せていいのかと思います。

公共図書館は、本など資料の貸し出しをするだけではありません。社会教育施設、生涯学習施設である図書館の利用を高める取り組みや、住民が何を望み何を必要としているかを把握し、図書館のあり方を考え図書館資料の整備につなげていくことは、図書館の日常的な活動であると言えます。また、学習の成果を生活や仕事、まちづくりなどに生かせるよう援助することも図書館にできることです。

現在子ども読書活動推進計画を策定中ですが、子供が読書を好きになり、知識を深め生活を充実させていくために、市立図書館として何をしていくのかを考え、学校や学校図書館との連携を強化することも必要になります。これらのことを指定管理者が自主性をもって十分にできるのでしょうか。新図書館の最大限の活用のためにも市直営で司書もきちんと配置して運営することが必要だと思います。

市立図書館には図書館協議会があります。管理運営をどうしていくかについては、住民の声を

聞き、それを反映していくことが大事ではないかと思います。図書館協議会に図書館の今後の管理運営のあり方について諮問し、十分協議の上、答申していただくようにしてはどうかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

最後に、本市の嘱託職員の雇いどめについて伺いいたします。

米沢市雇用の嘱託職員は、1年雇用で、希望すれば再雇用し最大5年雇用されます。しかし、5年以上の雇用はなく雇いどめになります。なぜ5年なのでしょう。せっかく積み上げた知識や経験が生かされないことになります。それは、すなわち市民の利益が失われているということです。雇用の安定という点からも問題です。5年間しか雇用しないという期限をなくすべきではありませんか。

総務省が自治体で働く臨時、非常勤職員の実態調査を2005年、2008年、2012年に実施しています。米沢市の数字がわかれば教えていただきたいと思います。

以上、質問いたします。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの白根澤澄子議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、介護保険制度についてお答えします。その他につきましては部長よりお答えします。

次期制度改正における予防給付の地域支援事業への移行について、まずお答えをいたします。

介護保険制度には、公的社会保険制度として2つの理念があります。介護の社会化と自立支援です。特に、基本理念である自立支援は、高齢者がみずからの意思に基づき、みずからの有する能力を最大限生かして、自立した質の高い生活を送ることができるよう支援することとされ、その理念実現のため制度改正によりサービスの改革、在宅ケアの推進、地方分権の推進が進められてまいりました。

現行制度において、その自立支援を促進する事業が地域支援事業です。地域支援事業は、高齢者が要支援または要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、各市町村が実施する事業です。

次期制度改正で実施される予防給付の中の予防訪問介護及び予防通所介護を保険給付から地域支援事業へ移行する場合においても、これらサービスを利用する方が要支援状態という認定を受けられた方であることを重視しなければならないと考えております。状態としては、声かけや見守りのもとで、ある程度のことは御自身の手で行うことができる方ではあるものの、状態の悪化防止または改善に取り組む必要があるため、保険給付として専門的なサービスを提供しているものです。

また、訪問介護、通所介護の予防給付を市が行う地域支援事業に移行した場合、サービスの提供がボランティア等の専門職でない方に任せることも考えられ、介護の重度化、家族への負担増が考えられるということにつきましては、市としても介護の重度化であったり家族への負担がふえるようなことがあってはならないと考えております。改正された場合でも市としては、サービスの必要な人には専門的なサービスを引き続き受けられるように事業所等と連携をとりながら対応していきたいと考えております。

次に、本市の要支援者数ですが、平成26年3月末現在で720人です。また、平成26年3月審査決定分の訪問介護の利用者数については25人で全体の4%、通所介護の利用者数については309人で全体の17%であります。

地域支援事業に移行した場合、市としては適切な報酬単価を設定し、今まで行っていた事業者のサービス低下や人員の確保が困難になるなどの提供する事業者やサービス利用者にとっての

不利益が生じないようにしていきたいと考えております。

続いて、特別養護老人ホームの現在の在宅待機者数ですが、平成25年9月末現在で232人です。その中で、要介護1の方については33人で全体の14%、要介護2の方は56人で全体の24%となっています。

第6期介護保険事業計画において特別養護老人ホームを増床するかについては、現在米沢市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定作業を進める中で、高齢者福祉事業に関するアンケート調査と日常生活圏域ニーズ調査をこの6月13日に発送すべく準備中であり、調査の中に介護保険のサービスと保険料の関係に関する設問を設け、保険料が今よりも高くても介護保険サービスが充実しているほうがよいかどうかについてもお聞きすることになっています。その結果を受けて、特別養護老人ホームの増床についても検討してまいりたいと考えています。

最後に、厚生労働省で想定しております年収280万円以上の人数については、推定であります。本市の場合2,190人で全体の約1割の方が対象になると想定されています。

現在の制度上は高額介護サービスなどの制度を利用することで、2割負担になった場合でも軽減されると思われますので、負担がそのまま2倍になるというものではないと考えておりますが、今後の制度改正を注視しながら対応していきたいと考えております。

また、負担がふえることで介護サービス利用が抑制されるということにならないように、居宅介護支援事業者等と連携をとり、適切な介護、福祉サービスを受けられるよう提供体制の充実に取り組んでいきたいと考えています。

私からは以上です。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

〔菅野智幸健康福祉部長登壇〕

○菅野智幸健康福祉部長 私からは、医師の確保に



についてお答えいたします。

医師の確保は、誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりのために欠くことのできない重要な事業として、米沢市まちづくり総合計画第5期実施計画にも掲げており、また毎年市の重要事業において、医師、看護師の確保についてを厚生労働省、山形県に要望しているところであります。

しかし、平成24年の状況を申し上げますと人口10万人当たりの医師数は、全国平均237.8人となっておりますが、山形県では225.5人、置賜地域は176.4人、米沢市は189.4人と、全国的に医師不足が叫ばれている中でも山形県、置賜地区、米沢市ともに全国平均を下回る少ない状況にあります。

そのため山形県では県内の公立病院などに一定期間勤務した場合に返済を免除する山形県地域医療従事医師確保修学資金、特定診療科医師確保修学資金の貸し付けを実施しております。これらの事業は、山形県内の公立病院などに勤務することを条件としており、本市においても効果があるものと期待しております。

現在、米沢市立病院においては、呼吸器科や内科などの常勤医師不足の診療科、麻酔科や心臓血管外科などの医師1人の診療科を合わせて約10名の医師が不足しております。また、山形県ドクターバンクによりますと、国立病院機構米沢病院は6名、三友堂病院は3名を募集していることから、さきの米沢市立病院と合わせまして、19名が不足していると思われます。

米沢市独自の奨学金貸与制度についてですが、山形県と同等の条件で仮に不足している19名の学生に奨学金を貸与する資金を算定いたしますと、1人1年当たり200万円の6年間で1,200万円、19名で2億2,800万円の資金が必要となります。さらに、市内の医療機関に勤務する期間をある程度限定しているため、十分な医師の確保を実現するためには継続的に事業を実施してい

く必要があり、本市の財政状況を勘案いたしますと実施は難しいものと考えております。

しかし、さきに申し上げましたとおり誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりのためには、医師確保は非常に重要な課題であると認識しておりますので、今後も山形県、米沢市立病院などと協力しながら医師確保に努めてまいります。私からは以上です。

○島軒純一議長 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 私から、白根澤澄子議員の御質問にお答えいたします。

市立米沢図書館への指定管理者制度の導入についての御質問にお答えいたします。1点目の新図書館の管理運営についてお答えいたします。

まず最初に、本来の公立図書館の目的、役割についてであります。公立図書館は、図書館法で明らかにされておりますとおり社会教育法に精神に基づき資料、情報の提供を通じて住民の学びに資する社会教育機関としての役割を持つとされております。近年におきましては、生涯学習の理念の高まりを受けまして、住民の自主的な学びを支援する生涯学習施設としての役割をも担っております。

本市の図書館におきましても、これらの趣旨を踏まえ利用者からのさまざまなレファレンス対応はもちろんのこと、子ども図書室や学習室の設置を初め、視聴覚サービスの提供、移動図書館の運行、さらにはインターネット予約サービスなど市民生活に深く根差した活動と質の高いサービスを提供し、運営を行っております。

そこで、新しい図書館の管理運営方針についての考え方ですが、本市では図書館を市民の学習機会の提供や学習活動の支援など生涯学習を進める基幹施設と位置づけ、暮らしに役立つ市民に身近な情報拠点として、市民や地域に開かれた図書館を目指し多様な市民サービスに応えるため、市民本位の図書館サービスを提供できる

公共施設となるよう努めていかなければならないと考えております。

全国の公立図書館におきまして、その管理運営に指定管理者制度を導入している状況につきましては、日本図書館協会が調査した結果によりますと、昨年度の4月1日現在、3,228館中333館、約10%で導入しており、25年度内にも新たに55館が導入を予定している状況であります。また、山形県内におきましては、35館中、6館で導入しており、置賜地域におきましては、長井市並びに川西町の図書館で指定管理者制度を導入しております。

一方、直営方式で管理運営している図書館を見ますと、実際の職員配置等は一般行政職員が館長や担当係長を兼務し、カウンター対応等の実際の実務に関しては、嘱託職員や臨時職員、さらにはボランティアによって対応している場合や、同様にカウンター等業務を一部業務委託によって民間企業に委託しているところも見られます。

このような状況の中、指定管理者制度の導入に当たってよく議論されていることに、先ほど議員から指定管理者制度のデメリット等について御意見がありました。指定管理者への変更によりサービスの継続性が維持されるのか。また、将来にわたり行政側で図書館行政に対する知識、経験、施策立案能力が弱体しないのか。さらには、個人情報の保護の問題や郷土資料に熟知した職員の確保などの面で懸念があることなどが上げられております。

しかし、一方で開館日、開館時間の拡大ですとか司書配置率の向上、利用人数に応じたサービスの提供、スタッフの接遇向上、人件費の縮減など数多くのメリット面も他館の事例では報告がなされており、現実指定管理者制度を導入する図書館もふえる傾向にあることは事実であります。

このことから新しい図書館の管理運営につき

ましては、指定管理者制度を含めた検討は避けて通れないものと認識しており、これまでも議会からの御質問にお答えしてきましたとおり、一部業務委託も含めた複数の選択肢の中から検討を進めてきたところであります。

このような考えのもと、現在新図書館と市民ギャラリーから成る新文化複合施設と附帯駐車場の管理運営方針と休館日、開館時間等の具体的な運用方針に関しまして、7月ごろをめどとした最終的な詰め作業を進めているところです。これらの検討結果につきましては、9月定例会への上程を目指して作業を進めております。

施設の設置及び管理に関する条例の改正案等とあわせて議会に対して御説明をさせていただきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、新図書館の管理運営は、市立米沢図書館協議会に諮問するなどして出された意見を考慮して決めるべきではないのかという御質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり公の施設である公立図書館は、住民の意思を受け、住民参加を重視してなされるべきものと考えております。

図書館協議会につきましては、一言で言えば図書館の行うサービスについて、館長に対し住民の具体的な要望や意見を述べる機関として、図書館法第14条において公立図書館に図書館協議会を設置することができると規定されております。

本市の図書館におきましても、学校図書館部会の先生方、読み聞かせサークルやコミュニティセンターの関係者、大学教授、有識者など市民各層から選出された図書館に深い関心と理解を持つ方々15名によって構成される市立米沢図書館協議会を設けております。

この協議会におきましては、図書館のあるべき姿や重点施策等についてさまざまな視点から御意見をいただくとともに、利用者を初めとする

関係者からの情報を共有しながら協議を重ねているところです。また、新文化複合施設整備事業におきましては、整備検討委員会とは別に図書館協議会においても特別に機会を設け、新しい図書館の目指す姿についてさまざまな議論をしていただきました。その御意見を基本構想や設計に反映させていただいたところであり、新図書館の施設の平面プランや整備される設備機器、また運営にボランティアとして参加いただく図書館サポーター制度、さらには新図書館を基軸にして市民の読書活動を推進していくための方策など、ハード、ソフトの両面から御意見をいただいていたところではあります。

このようなことから新図書館の管理運営方針等につきましても、直近の図書館協議会におきまして、事務局から基本的な考え方を委員の皆様にご説明させていただくことを予定しております。その中で、委員間の御協議をお願い申し上げます。また、いただきました御意見につきましては、事務局内で十分に尊重させていただきまして、最終的な方向性を決定してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

私からは以上です。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務部長 私からは、4項目めの本市嘱託職員の雇いどめについてお答えいたします。

まず、嘱託職員の任用状況についてであります。嘱託職員は一般的な事務職ではなく知識、経験等が重視される特定の業務に任用しております。人数につきましては、先ほど御質問がありましたが、総務省が平成24年度に実施した臨時非常勤職員に関する調査における人数となります。これは、平成24年4月1日現在、水道部を除いた市長事務部局で83人、教育委員会では36人、合計119人となっているところでございます。

現在の具体的な任用といたしましては、保育士、

看護師等の資格等を要するような職になりますが、近年特殊な例として地域おこし協力隊というものがございます。これは、都市圏にお住まいの方に地域おこし活動の支援などの地域協力活動に従事してもらい、あわせて定住、定着を図りながら地域の活性化に貢献していただくというものでございます。総務省支援のもとで全国的に展開している事業で、本市では平成25年度から任用しているものでございます。

このような嘱託職員の任用期間の上限を原則5年としている理由についてであります。一般職の職員の採用に当たっては、地方公務員法の定めるところにより、競争試験または選考によるものとされております。

一方、嘱託職員の任用に当たっては、試験を実施していないということから、職務遂行能力を有しているかどうかを相対的に判定できません。したがって、能力の実証なしに長期にわたって任用することについては、適切でないと考えているところでございます。

そこで、何年がいいのかということになりますが、一般職の職員については、在職期間が長期に及ぶとみなされる期間として5年以上という目安がございます。これらのことを考慮し、嘱託職員の任用期間は、最長でも5会計年度としたものであります。

ただし、嘱託職員の中で資格等が必要とされる職について、後任者の確保が困難でかつ欠けることで業務に支障が出る場合につきましては、例外的に5会計年度を超えての任用を行っているところであります。

次に、任期満了により経験者から経験のない人にかかわることになれば、市民の利益の損失につながるのではないかという御質問でございます。

嘱託職員の職務は、特定の業務について知識、経験あるいは資格を有することを条件に募集しております。したがって、新しくその職に任用される方も必要とされる知識、経験あるいは資

格を有しているということでございますので、人がかわった場合におきましても市民の利益の損失にはつながらないと思っているところでございます。

以上のようなことから、嘱託職員が希望するままに任用を継続するということについては、考えていないところでございます。どうか御理解よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○島軒純一議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） まず、介護保険の関係でお伺いいたします。

まだ国会審議中でありましてまだ成立していない部分もあることから、準備はされているとは思いますが、なかなかきちんとお答えいただくということが難しいこともあるかと思えますけれどもお伺いいたしますけれども、まず要支援のほうが地域支援事業に移行するというのを今後働きかけていくことになるのではないかと思いますけれども、その際やはり本人の意思の尊重が十分に行われる必要があると思います。強制的なことが行われてはならないのではないかと考えております。その辺をきちんと重視して取り組んでいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 これにつきましては、ただいま議員も仰せのとおりやはり御本人様の意思、それからあわせてやはり御本人様の御家族の負担増と、そういったものがふえないようにということは、一番に考えていかなければならないものと考えております。ですから、ただ単純に程度が変わったからといったところでの判断ではなくて、これにつきましても、これまでどおり私どもとしては予防に関しては運用していきたいと考えております。

○島軒純一議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） 新たに介護の認定を申

請する場合、今後は地域ケア会議で介護保険のサービスを受ける方なのか、地域支援事業なのかということ振り分けるという作業が行われることになります。

要支援の方なんですけれども、先ほど市長の答弁にもありましたが、要支援の認定を受けた方であるというそのことは重視していかなければならないとおっしゃいました。ということは、訪問介護、通所介護だけではなくてそのほかのサービスも使っておられるということなわけですね。訪問看護、訪問入浴、訪問リハビリ、福祉用具の貸与、ショートステイ、いろいろあるわけなんです。これらのサービスを使うことができて、実際使っておられる方もいらっしゃるということで、その新たな申請をされた方をできるだけ介護保険のほうではなくて地域支援事業にということで、費用の負担をふやさないための対策として振り分けていくとなった場合には、いろいろな支障が本人はもちろんのこと家族にも出てくるおそれがあるんじゃないかと思えます。今後の地域ケア会議でどのように振り分けていくのか、その辺が非常に重要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 おっしゃるとおりどのように振り分けるかということ自体、確かに難しい作業になるのかなと思います。

ただ、この部分に関しましては、議員も仰せのとおり現在国会での法律の審議中でございます。具体的な中身が、ちょっと私どものほうでどのようにしたらいいのかというところが来ておりませんので、ちょっと詳細をお答えすることができないわけなんですけれども、ただ一つ、地域支援事業につきましても、これは全体的にはこれまでどおり介護保険の中の事業だということでございます。あわせまして地域ケア会議自体も、費用目的に介護を必要とされる方を振り分けるところではないと私どもも認識してお

りますので、まずは御本人の状態の向上というところを主眼に振り分け、どのようなガイドラインが来るかではありますけれども、そういったところを主眼に私どもとしては運用していきたいなと考えております。

○島軒純一議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） おっしゃいますように地域ケア会議というのは、厚労省も説明しておりますけれども、本来は地域包括支援センター等が主催をして他職種の協力による個別ケースの支援を通じた地域支援ネットワークの構築、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握などを行うとなっているわけですね。それらをやることによって、地域包括ケアシステムを構築していくことに結びつけていく。そういう役割であるということなわけですね。ですので、地域ケア会議が申請の方を振り分けるという仕事をするというのは、本来の役割とは全く違うことなので、実際の本来の役割が果たせるような地域ケア会議になるように、やはり市としてもぜひ御意見などを国に上げていただきたいなと思います。

それで、その地域支援事業なんですけれども、どのように提供していくのか、今後訪問、通所介護を地域支援事業の中で展開していくということになった場合に、ボランティアとかNPOなどは想定せずに現在訪問介護等を提供している事業所に委託をするという形でされるのか。その辺はいかがでしょうか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 これにつきましても、やはりちょっとその詳細がまだ見えないものですから、法全体の改正の状況はわかるんですけれども、細部までちょっと掌握し切れないということでございますので、サービスの必要な人には専門的なサービスを引き続き受けられるようにということで、先ほども市長答弁ありましたようにこれまで同様事業所などと連携をとりな

がらまずに対応していかなければならないと考えているところです。

○島軒純一議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） 特別養護老人ホームの関係ですけれども、これからアンケートをとられるということなんですが、保険料が上がっても特養をつくって施設を充実してほしいのか。それとも、保険料が上がるのが困るからつくなくてもいいかというふうに、市民の方にそういう二者択一のような形で投げかけられるのでしょうか。そういうことをされては非常に困るんじゃないでしょうか。実際に特別養護老人ホームにやっぱり入らないと困るという状況にあるからこそ申し込みをされているんだろうと思うんですね。それと保険料を比べられて、どちらを選びますかというそういう選択を迫るということは、本当に市民の方にその選択を迫るというのはやっぱり困ることだと思います。

やはり必要なサービスは、米沢市としてきちんと整備をしていくという立場に立っていただきたいですし、保険料も、米沢市は県内でもそして全国から見ても高いんじゃないでしょうかね。これ以上皆さん保険料が高くなったら困ると思っています。年金をもらったら本当に引かれてもらう分が少ないと通帳を見た場合に思うんですよね。それなのに、そういう選択を迫られるというのは本当に困ります。やっぱり市の責任でその辺はきちんと考えていただきたいなと思います。

要介護1と2の方、四十何%ですか、いらっしゃいますけれども、38%ですね。それらの方を引いたとしても、まだ相当数いらっしゃいますし、これからますます高齢化が進展すれば特別養護老人ホームの入所の希望というのは潜在的にあると思いますので、これらからさらに出てくる可能性もあるわけですね。その辺のところについてやっぱり考えれば、特養の増設というのはやっぱり必要不可欠だと思います。全体

を考えて、やはり米沢市として保険料を上げないような仕組みということでぜひ考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 まず、保険料が高いという御指摘です。これは、県内でも比較的上位から高いほうに入っているところはそのとおりでございます。

ただ、一方でやはり必要なサービスを介護保険の制度の中で御提供させていただいていると。前も御説明させていただいていたと思うんですけども、その結果、それが保険料として私どもとしては反映させなければならないというところがございます。ですから、近隣に比較しても米沢市におきましては、介護保険のサービスにつきましては、決して引けをとらない状態なのではないかなと思います。

ただ、一方でやはり待機者がいらっしゃるということで、これにつきましても、これまで申し上げてまいりましたとおり施設を一つつくるということに対して、当然保険料に係ってくるわけです。ですから、その辺このような状況になりますということは、まず一旦市民の方々に御提示申し上げて御意見を頂戴しなければならないところなのではないのかなと、そういう場面に来ているのではないのかなと私どもでは認識しまして、このたびアンケートの中でお聞きするということにしました。

ただ、それをただ単純に数字として把握して、こういう意見があると多数決で考えて計画をつくるのではなく、その後介護保険の運営協議会というものがございます。そういったところで議論をしていただきながら、その数字を比較して検討しながら、それでは施設をどうするかといったところで答えを出していきたいなと考えているところです。

○島軒純一議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） 医師不足の関係でお伺

いいたします。

市内の医師が19人は現在不足しているんだということで、それらの方々に貸し付けを行った場合には、2億2,800万円という数字が出されました。19人だから19人に貸し付けをしなければならないということではないと思います。1人でも2人でも早く医師を招聘して確保していくということが必要ではないかなと思っています。

三友堂病院では、平成16年から医師修学資金貸付制度というものを設けています。平成16年から始めて、ようやく昨年ですか、1名の方が就任されたということなんですね。非常に長い期間かかっています。そして、今後見込みがあるのは3年後ではないかと見ておられます。

こういう制度を設けてもなかなか簡単に医師が来てくださるという状況でもないんです。だから金かけていいのかとおっしゃられるかもしれませんが、今までいろいろな方策をとりながらなかなか確保ができなかったのも、看護師の確保で市立病院でやった奨学金貸与制度が効果を上げているということから見て、医師の場合にも非常にこれは効果があるんじゃないかということなんですね。これから始めた場合に、まず医師は6年間は勉学に励まなくてはいけないので、それ以降のことになるわけですよ、来てくださるのが。非常に長い期間かかります。人数が今足りないから19人ということではなくて、数人でもいいと思いますので、そういう制度を今から始めていって期間がかかるので進めていただきたいんですよ。今始めたから来年効果があるというものではないです。看護師よりもさらに時間がかかるんですよ。だから、数千万円ということはかかる可能性はありますけれども、そういう金額をもって進めていく必要があるんじゃないでしょうか。やっぱり命にかかわることですよ。ほかのことよりも優先して取り組む必要があるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 やはり医師確保につきましては、議員お述べのと通りの状況だと思います。一つの理由として、先ほど壇上でも申し上げましたように本市の財政状況というところもございます。あわせて山形県などとも協力しながらということで回答はいたしました。

もう一つありまして、このたびの地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律、今回たまたま介護保険のほうでテーマになったわけなんですけれども、この中の概要の一つに地域医療センターという記述がございます。これにつきましては、県の事業でその目的としては都道府県内の医師不足の状況を個々の病院レベルで分析して、優先的に支援すべき医療機関を判断して、医師のキャリア形成上の不安を解消しながら大学などの関係者と地域医療対策協議会などにおいて調整の上、地域の医師不足、病院の医師確保を支援すると記載してございます。

そういったところの記述もございますところから、まずは私どもとしては先ほども申し上げましたとおり、山形県そして市立病院などと協力しながら医師の確保に努めていきたいと、働きかけをしていきたいと考えているところでございます。

○島軒純一議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） ぜひ医師確保については、米沢市として取り組みを始めていただきたいと要望しておきます。

図書館への指定管理者の関係ですけれども、全国で日本一の読書のまちなど目指しているという自治体があります。そういうところでも、図書館は指定管理者にしているところもあります。

しかし、指定管理者にしたのだけれども、そうした日本一の読書のまちなどを実現するためには直営にしないといけないということで、3

年で指定管理者をやめて直営に戻したという自治体があります。福岡県の小郡市というところなんですね。指定管理を受けた指定管理者なんですけれども、なかなかどのように仕事をしたらいいのかということで困っている部分もあるんだということで、例えば鹿児島県なんですけれども、県内の指定管理者がネットワークをつくったということなんですね。情報交換をするためということで、指定管理者になった場合もいろいろ困っていたり大変なことがあるという現状があるということです。そうしたことを広く調査をしていただきたいと思います

図書館協議会なんですけど、説明をして御意見をいただくということだったんですけれども、やはり諮問という形で投げかけてきちんと考えていただいて、協議会の委員の方にも調査などもしていただいて御意見をいただくという作業も必要じゃないんでしょうかね。そうでなければ、本当の住民参加にはならないんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○島軒純一議長 船山教育管理部長。

○船山弘行教育管理部長 今回の御質問にお答えいたします。

図書館協議会の件であります、確かに館長の諮問等に応じて図書館協議会がお答えするという立場でございます。

先ほども申し上げましたが、いろいろな面で図書館協議会から御意見は伺っているという状況を申し上げました。そういった視点で、今回だけそういうことになるのかどうかというのも、あわせてちょっと考えさせていただきたいと思いますが、現段階では協議がふさわしいのではないかと考えておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

○島軒純一議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） 管理運営をどうするかということは、大変大きな問題ですので、よく御検討いただきたいと思います。

それから、時間がないので意見として申し上げますけれども、嘱託職員の関係ですけれども、女性の割合が総務省の調査でも74.2%となっていてところなんです。これは、やはり市の臨時嘱託職員の関係というのは、女性の労働の問題であると考えられます。女性だから一時的な、そして低賃金の労働でいいという考え方がやはりその中にはあるんじゃないかなと思っているところです。やはり雇用の安定を図っていくということを考えていただきたいなと、そして女性の経済的な自立という面からもぜひ考えていただきたいと思います。

○島軒純一議長 以上で9番白根澤澄子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後 0時08分 休 憩

午後 1時00分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、本市の人口を増やすためには外3点、12番堤郁雄議員。

〔12番堤 郁雄議員登壇〕（拍手）

○12番（堤 郁雄議員） 自民クラブの堤郁雄です。

私からは、本市の人口をふやすには。ふるさと納税の積極的活用を。米沢ブランドの農産物の加工品の開発を進めるべきではないか。最後に、ブームで終わらせない観光資源の開発を。以上4点について質問いたします。

まず、先日ショッキングなニュースが流れました。皆さんも御存じだとは思いますが、民間研究機関日本創成会議が独自に試算した内容を発表しました。

それによると、2040年までに全国1,800の自治体の約半数に当たる896の自治体で、20歳から39歳までの女性の人口が半減するとのこと。

山形県は、秋田県、青森県、島根県、岩手県に次いで全国第5位で、県内市町村の8割が半減すると試算されています。全国の人口1万人以下の523の自治体がやがて消滅すると言っています。

今回消滅すると言われた自治体は、かなりの衝撃を受けていると思います。消滅すると言われていない自治体であっても、人口の増加している自治体はほとんどないわけでありますから、対岸の火事と悠長に構えているわけにはいきません。また、現実的には消滅する以前に自治体としての機能不全に陥り、住民サービスができなくなり、若年層がますます流出してしまい人口減に拍車をかけることになります。その結果、試算年限より早く消滅の危機に陥る可能性があるだろうことは容易に推測できると思います。

厚生労働省の発表でも、昨年平成13年の赤ちゃんの出生数は過去最少の102万9,800人で、人口動態における死亡数から出生数を引いた人口の自然減が23万人余りとなり、人口減少が進んでいることを明らかにしています。

本市の場合、他の市町村に比べ人口減少が進む速度が遅いとしても周りの自治体が人口減少していくとすれば、単純に消費人口が減ることになるわけですから、米沢市内の企業、商店などに売り上げの減少として影響してくるものと思われます。やがて他の市町村と同様に住民サービスの切り詰めから他の自治体に移転する人の割合がふえ米沢市が消滅するということもないではないと思うのです。

市長初め、市当局としては本市が消滅するかもしれないという危機感を持っておいでになるのでしょうか。そのあたりの基本的認識をお答えください。また、現在本市の次の10年間の計画、まちづくり総合計画を策定中だとは思いますが、



人口減少を前提に計画を進めるのでしょうか。本市もさまざまな人口増に寄与する政策を行ってきたとは思いますが、安部市長が市長に就任されてから、人口がふえるような効果的な施策はあったのでしょうか。これから行うものでも結構ですから、効果的な施策があればお答えください。

次に、ふるさと納税、ふるさと応援寄附金についてですが、近年どこの市町村でもふるさと納税の寄附額がふえているとのこと。本市もふえているとのことですが、その推移と現状をお知らせください。また、寄附金の使い道、どのように生かされているかについてもお知らせください。今後もふえる可能性があるとは思いますが、本市としてはますますふえるように前向きに考えていくのか。活用の仕方も現状のままでいくのか。どのようにお考えなのかお答えください。

次に、米沢ブランドの農産物の加工品についてですが、米沢ブランドといえ一番に米沢牛がくるわけですが、加工品もハムやソーセージなどが贈答用などとして通販でもよく売られています。

しかし、米沢牛以外のものではどうでしょうか。レトルト食品、真空パック、冷凍食品、ジュースやジャム、フリーズドライ製品などさまざまな加工品があると思いますが、米沢の名前を冠したような米沢ブランドの加工品が少ないように思います。現状はどうかお聞きいたします。行政が直接加工品をつくることはできないにしても、民間企業などと連携して新しい商品開発をするなどしてもいいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

東京都の23区では、毎年区民祭りというものが開かれ、2日か3日で数十万人の人出があります。それらの祭りにブースを出して、米沢ブランドの農産品などを販売すれば、相当の売り上げになると思われますが、その区と友好関係に

ある自治体しかブースとして出店することができないという事情があります。本市もさまざまおつき合いがあるところがあると思いますが、区民祭りへの出店ができないか。必要ならば友好関係を結んでいくということも必要と思われると思いますが、いかがお考えでしょうか。

次に参ります。

NHKの大河ドラマ、天地人の放映時は本市の観光客数はかなりの数に上ったと思われますが、放映後はまた減少しているように思われます。その推移と現状をお答えください。また、一過性のブームに終わらせないための何らかの仕掛けが必要と思われますが、何か考えていらっしゃるでしょうか。お聞かせください。

マスコミの利用というと、イベントなどがあるとその告知をすとかチラシを配るとかそんなことが一番に考えられるわけですが、もう一步進めたメディア戦略というものは考えてはいないでしょうか。もしおありならば教えていただきたいと思います。

最後に、観光物産協会が今手いっぱいな状況だとお聞きしていますが、本市との連携、仕事の割り振りや他団体とのかかわりなど今後どのように協力するのがよいと考えているのか、お答えください。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの堤郁雄議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、本市の人口を増やすためにはについてお答えをいたします。その他につきましては部長よりお答えします。

御質問にもありましたように本市の人口の減少についてであります。平成12年の国勢調査人口が9万5,396人でありました。この平成12年から減少に転じて直近の平成26年、ことしの5月1日現在の推計人口は、8万6,652人となっております。

ります。これは、平成12年と比べて8,744人、約9%の減少となっております。また昨年国立社会保障・人口問題研究所から公表されました将来の推計人口の本市の場合であります、平成52年には人口が6万5,281人と推計をされております。

そういう中で、御質問にありましたように日本創成会議が消滅の危機のある地方都市ということで、米沢は該当はいたしておりませんでした、ただ消滅の危機感があるかという御質問にあえて答えれば、それは何もしなければやはり消滅の危機というのはあると思っております。それは、米沢市だけでなく、この日本創成会議の発表を受けて全ての自治体がそのように思ったと思っております。消滅都市に該当したところだけでなくそうでないところも、何もしなければ消滅してしまう。当然そうならないようにさまざまな手を打っていかなくてはならないと、どこの自治体も考えているものと思っております。

そういう中で、本市では平成23年度から平成27年度までを計画期間とする米沢市まちづくり総合計画の後期基本計画の重点プロジェクトに人口定住プロジェクトを掲げて、平成24年8月には人口の流出や減少を抑制し定住化を促進することを目的とし、米沢市人口定住促進ビジョンを策定しました。その中においても、各種データの分析やあるいは市独自の転入・転出者アンケート調査などによって、人口減少のさまざまな要因分析を行っておりますが、人口の増減というのは、いわゆる自然動態、すなわち出生者数と死亡者数の差であります、と社会動態、すなわち転入者数と転出者数の差とが複合的に絡んでいるものであって、この両面において総合的な視点から有効な施策を実施していかなくてはならないものと考えております。

次期総合計画において、人口増加を前提としているか、人口減少を前提としているかという御

質問であります、先日この総合計画の審議会の委員の委嘱状交付式が行われたばかりでありますので、大きな前提ではあります、今の時点でここで申し上げるべきではないと思っております。

ただし、参考までに申し上げますと現在のまちづくり総合計画を策定するときに、10年後の、すなわち具体的には再来年に当たるわけですが、10年後の人口を9万3,000人と設定いたしました。それは、総合計画策定時の人口が9万3,000人で何とか現状を維持したいということで目標を設定したわけですが、残念ながらその現状維持すらならなかったというのがありますので、その点を踏まえて設定をしていかななくてはならないものと考えております。

そして、人口増の政策をとってきたかということです、このことについてお答えをいたします。

これまでに住宅の取得を補助する若者移住促進事業奨励金によって、若者の定住促進やあるいは市外からの移住促進を図ってまいりました。また、八幡原工業団地、オフィス・アルカディアの未分譲地を独立行政法人中小企業基盤整備機構から取得をしたわけですが、この工業団地、そしてアルカディアへのさらなる企業誘致を現在進めております。そして、そのアルカディアには山大発のさまざまな研究所が現在建ちつつあるところであります。また、有機エレクトロニクスを初めとする新産業創出への支援というのも、このアルカディアに絡んで行っておりますし、さらには若手起業家への起業支援なども行っております。

このようにさまざまな手を打ってきているところですが、若者が地元に残れる、あるいは戻れるということが人口減少を食い止める、あるいは増加に転じるための大事なキーワードであります。このためには、やはり繰り返しますが、若者にとって魅力ある雇用の場を

つくっていかなければならないと考えております。とりわけ本市は、高等教育機関を今年度開校した米沢栄養大学を含めて3校を有するという学園都市であります、その卒業生が地元、本市に残れるようにしたいものと考えております。

さらには、基本的になぜ日本創成会議のあのような推計の状況が出たかということになりますが、やはり長い間進めてきた国の東京一極集中、あるいは首都圏一極集中という国土形成が大きな前提となっていると思います。ですから、この東京一極集中、首都圏一極集中という国の政策の根幹を改めていくように働きかけをしていかななくてはならないと思っております。

また、実際の国民の意識を政策の転換が先か、国民の意識が先かというそういう問題になってまいります、国民の意識の転換というのも大事だと思っております。

そういう中で、期待が持てるのは何かというと今の若者ですが、必ずしも大都会に行って大きい会社に入って、そして出世して豊かな暮らしという価値観だけではない若者がさまざまにふえている。田舎へ行って離島に行って、ゆっくり暮らして地域の人の役に立ってという価値観の若者とか、価値観の多様性が出ていますので、そういう若い人たちの受け皿づくりもしていかななくてはならないと思っております。

幸いなことに米沢市は、ふるさと回帰支援センターの会員にもなりました。そして、昨年は東京都内で行われたふるさと回帰フェアにブースも出しました。ことしもあります。そういうふるさと回帰支援センターのような機関の指導なども受けながら、若い人たちがUターンする、Iターンする、そういう流れをつくっていききたいものだと思っております。

さらには、もう一つあります。これは、先の長い話ですので、すぐに効果が出てくるわけではありませんが、しかしじっくりやっていくことに

よって、必ず効果が出てくると思って今手がけているのは何かといいますと、子供たちに「寄らば大樹の陰」という物の考え方ではなくて、「みずから大樹になる」という価値観を持ってもらおうとする働きかけであります。先ほども申し上げましたが、いわゆる世間で言ういい学校に入っているいい会社、大きな会社に入って、それで我が身は安泰ということではなくて、徒手空拳、自分の足で立って自分が業を起こして、そして大きくなって自分のつくった木陰に人を寄せる。そして、寄ってきた人たちとさらに大きな木陰をつくってまたたくさんの人を寄せるという、そういうみずからが大樹になるという思想を持ってもらう準備をいたしております。

具体的には、今商工課でこのまち米沢でみずから大樹になった人の話というのをまとめ方をしているところであります。数年前に「米沢の夜明け」という本をつくって、小学校の5年生から中学校3年生まで全ての米沢市内の子供たちにお配りをして、学校で読んでもらって読書感想文コンクールもいたしました。それは、中身は何かというと、このまちで今までになかったものをつくり出して、そして発展してきた例ということから、人造絹糸の帝人の話、そして世界で初めてパソコンをつくった米沢のNECの話、そして山大工学部の有機EL照明の話という3部作だったわけであります。同じような形で、このまちでみずから大樹になってみんなの雇用の場をつくった、そういう人の話をまとめて子供たちに読んでもらって、こういう生き方もあるんだなということをわかってもらう準備をしております。これは、時間はかかるわけですが、必ずそういう価値観を持った子供たちがふえてまいりますし、それによってさまざまな形で産業が興り、企業が生まれ、そして雇用の場がふえていくというのがありますので、そのようなことにも今着手しているということをつけ加えて、私からの答弁といたします。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

〔山口昇一企画調整部長登壇〕

○山口昇一企画調整部長 私からは、ふるさと納税の関係の御質問にお答えをいたします。

まず、現状についてであります。ふるさと応援寄附金制度、いわゆるふるさと納税制度は、ふるさとを応援したい、ふるさとに貢献したいという納税者の思いをかなえるため、平成20年度に導入されました。

本市においても、平成25年度までの6年間の累計では、延べ326件、金額にしまして約2,320万円という状況になっております。初年度の平成20年度は件数30件、金額にして349万円でありましたが、昨年度平成25年度は件数が77件、金額にして671万円と、導入してから件数、金額とも最も多く、ふるさとである米沢を応援したい方、また観光で本市を訪れて米沢のファンになった方などが順調にふえてきているものと捉えております。

2つ目は、ふるさと納税による寄附金の活用方法であります。申し込みの際に、花と樹木におおわれたまちづくりの推進、優れた人材と豊かな心を育む教育の振興、個性豊かな地域文化や芸術の振興、安心して子育てできる環境の整備など、本市として特に力を入れている事業を掲げて、希望する使い道を指定していただいておりますが、例えば花と樹木におおわれたまちづくりの推進であります。花と樹木におおわれたまちづくり事業の中の植栽工事等にこうした寄附金を充当させていただいております。優れた人材と豊かな心を育む教育の振興であります。と、小学校教育振興事業の備品購入費用に充当させて活用させていただいております。

このほか自由に用途を指定していただくことが可能としております。できる限り寄附された方のお気持ちに沿うように活用させていただいております。また、今年度からは次代を担う子供たちの読書活動を推進するため、子供たちの読

書の充実という項目も加えさせていただきました。

活用させていただいた結果につきましては、寄附された御本人に報告をするほか、広報やホームページで広く公表しているところであります。

3つ目としましては、ふるさと納税に対する基本的な考え方でありました。ふるさと応援寄附金納税制度は、自分の生まれ故郷や応援したい自治体など自治体に対しても寄附できる制度であります。

本市に寄附される方は、米沢がふるさとである方もいらっしゃる、さまざまな理由により本市を応援してくださる方々がいらっしゃいます。本市としましては、このような米沢を応援してくださる方がこの制度を多く活用していただけるように、市のホームページにわかりやすく掲載しているほか、チラシを作成して米沢駅のアスクを初め市内の公共施設に設置するとともに、首都圏において本市の出身者が集まれる場で配布させていただいたりさまざまな形でPRに努めているところであります。

また、昨年度まで本市にお住まいで3万円以上寄附された方に、お礼としてお米をお送りさせていただいておりますが、今年度からお米に加えてリンゴ、リンゴジュース、地酒、啓翁桜の5つの中から品物を選んでいただけるようにしたところであります。さらに、寄附される方の利便性を図るため、この6月からクレジットカードによる寄附が可能となるようにいたしました。

このように本市としても制度の趣旨を大事にしながらふるさと応援寄附金をされる方がふえるよう取り組んでまいりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

私からは以上であります。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

〔埴田美佐雄産業部長登壇〕

○埴田美佐雄産業部長 私からは、3番の米沢ブラ

ンドの農産物加工品の開発を進めるべきではないかと4番のブームで終わらせない観光資源の開発をについてお答え申し上げます。

初めに、米沢ブランドの農産物加工品の開発を進めるべきではないかのうち、米沢牛・豚以外の農産物加工品の現状はについてお答えします。

本市の農産物を使用した加工品に関する調査は行っていないため、正確なところは把握しておりませんが、一例を申し上げます本市の基幹作物である米を使用した日本酒、米粉、米粉麺、薄皮丸ナスなどを使用した漬物、館山りんごを使用したリンゴジュースやスイーツ、伝統野菜を使用したピクルス、ウコギを使用した焼酎、ふりかけ、ドレッシング、アイスクリーム、茶飲料、サクランボを使用したジェラートなど日常食品から贈答、お土産品までさまざまな加工品が、食品製造業者や農家などによって製造、販売されておるところでございます。

しかしながら、米沢牛のようなブランド力はまだまだ不足しており、販売、宣伝力が弱いため、伸び代はあるものの販売拡大にはつながっていない商品も見受けられ、より品質を高めながら販路拡大に取り組むことが課題となっております。

次に、民間とも協力して加工品の種類をふやすべきではないかについてお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、米沢には恵まれた自然環境の中で生産される質の高いすぐれた農産物が豊富にありますので、民間事業者の方々と連携しながら既存商品の改良や新商品の開発などを積極的に進め、統一したブランド化を図るなどにより知名度や付加価値を高め、地産池消はもとより全国に販路を拡大しながら産業の活性化を図っていく必要があると考えております。

このため平成26年度から平成28年度までの3年にわたり、厚生労働省の実践型地域雇用創造事業を活用した地域資源ブランド化推進事業を実施していきたいと考えております。この事業

は、米沢という知名度を最大限活用しながら農畜産物から加工品、料理などを統一したブランドとして認証、確立し、共同で販売促進活動を展開するほか新商品の開発なども進め、オール米沢でのブランド化を推進していくこととしており、販路を開拓し積極的なPR活動に努め、関係事業者の所得の拡大や米沢の魅力の向上と情報発信を行いながら、産業の活性化を図ってまいります。

次に、販路拡大のために東京都の区との友好関係を結ぶべきではないかについてお答え申し上げます。

本市では、質の高い地元農畜産物や特産品などを全国にPRするため、平成21年度に関係機関、団体が構成するおしよしなショップ運営協議会を立ち上げ、市内や首都圏において、販路拡大のためにアンテナショップの開設やイベントの開催など事業を積極的に展開しながら、PRや当市に訪れていただくための情報発信に努めているところでございます。

平成21年度から、毎年秋には東京都品川区の戸越銀座商店街において短期アンテナショップを開設すると同時に、「品川区商連大商業まつり」にも出店し、大勢の来場客に対して米沢の特産品のPRを行っております。その様子は、ケーブルテレビ品川と連携し米沢特集として放映も行っており、品川区内のケーブルテレビ加入者16万世帯に向けて放映されております。

また、東京都世田谷区用賀においては、地元商店街と連携し複数の自治体が参加する通年型アンテナショップ「よーがや」にも出店し、米沢の特産品のPRを行っております。さらには、神田にある「なみへい」において、1カ月限定のアンテナショップレストランを開設し、米沢の特産品を使用した料理や地酒などを提供しながらPRを行っております。

このほかにも山形大学工学部のサテライトショップがある荒川区とも交流を持っており、今後

もこのような友好関係を大切にしながら、より効果の高いPR方法を検討していきたいと考えております。

次に、4のブームで終わらせない観光資源の開発をについてのうち、大河ドラマ天地人放送前から本市の観光入り込み客数の推移と現状についてお答え申し上げます。

天地人放送前の本市観光入り込み客数は、年間290万人から300万人程度で推移しておりました。そして、大河ドラマ天地人の放送決定が発表された平成19年度には、武田信玄の軍師山本勘助が主人公となった大河ドラマ風林火山放送年でもあり、ドラマでも宿敵の上杉謙信が登場し本市もクローズアップされたこともあり、309万人、翌平成20年には338万人、放送年で天地人博が開催されました平成21年度には、ピークの約495万人を記録したところであります。また、放送後の平成22年度は321万人に減少したものの、天地人放送前の入り込み客数と比較すると、増加している状況にありました。

しかし、平成23年3月11日の東日本大震災の影響を受けて、平成23年度は264万人までに減少し、現在は年間250万人程度で推移している状況であります。よって、現状は、震災前の平年時の290万人を下回っているという状況であります。

しかしながら、今週末から始まる山形デスティネーションキャンペーンなどを契機として、さらなる観光誘客を進め震災前の観光入り込み客数まで戻していきたいと、関係団体と一体となって取り組んでいるところであります。

次に、ブームで終わらせないためには何が必要かについてであります。議員御指摘のとおり、一過性で終わらせないということが長年の課題となっております。大河ドラマ天地人を例にとりますと、放送後も戦国ブームやゆるキャラブームの後押しもあり、戦国の杜の開館や直江兼続生誕450年祭事業の展開、かねたんを初めとするマスコットキャラクター活用などにより観光

客誘致を進めてきたところであります。

また、天地人をきっかけに前田慶次がクローズアップされ、関連史跡の整備などが行われ、今では観光史跡の一つともなっております。具体的には、先日万世町堂森善光寺境内で前田慶次供養祭が行われましたが、天地人放送後も多くの観光客の方々が全国からお見えになっております。このように、天地人を契機に新たな観光資源となったものを大切に、なくすことなく継続して磨き上げをしていくことも大事であると考えております。

いずれにしてもブームはブームですので、本市にある本物の観光資源の磨き上げを行い、さらに観光資源となり得る新たな素材の発掘も進めていく必要があると思っております。さらに、市民のおもてなし意識の高揚啓発なども進めながら、人も物も含めた観光客の受け入れ態勢の整備充実も必要と思っております。

次に、マスコミ活用などのメディア戦略は行っているのかについてお答えします。

さまざまなメディアに取り上げていただくことは、米沢を発信する上で大変効果のあることと認識しております。

しかしながら、現実的には積極的にメディアに働きかけての番組制作は膨大な費用がかかりますので、番組を制作する放送局側からロケ先の問い合わせなどのオファーに応じて対応している状況であります。よって、さまざまに本市の新しい情報や話題を提供できる体制を常にとっていきたいと考えております。また、大河ドラマ関係でお世話になったNHKとは継続的につながりを持っておりますので、引き続き米沢に関係する番組制作の働きかけを行っているところであります。

最後に、観光物産協会とどのように協力しているのかについてお答えします。

まず、現状ですが、市と一般社団法人米沢観光物産協会は、観光振興を進めていく車の両輪で

あると考えております。基本的には、市は観光政策や観光基盤整備を、観光物産協会等民間関係団体は観光案内、観光誘客、物産振興などソフト的な部分を担っていただくなど役割分担をしながら進めてまいりました。

現在は、観光物産協会は、松が岬公園の観光案内所の運営、物産振興事業、マスコットキャラクター活用事業などを担っていただいているほか、本市が事務局になっている米沢市観光キャンペーン推進協議会や米沢四季のまつり委員会についても、市や米沢商工会議所と協働で事業に当たっていただいている状況にあります。

今後どう進めていくのかということもあります。が市と米沢商工会議所、一般社団法人米沢観光物産協会で組織している米沢コンベンション協議会を中心に、本市の観光物産振興やコンベンション誘致の方向など議論し、組織のあり方について検討しているところであります。

私からは以上でございます。

○島軒純一議長 堤郁雄議員。

○12番（堤 郁雄議員） 御答弁ありがとうございます。

まず最初に、人口問題についてからいきたいと思います。が、今までさまざまな施策をやっていると。でも、現実問題としては効果が上がっていないという認識でよろしかったですね。

今後、これからのまちづくり総合計画、人口増で考えるのか減で考えるのかというのは、これから委員会が検討していくことなのでここではお答えできないというお話だったんですが、仮に人口減で考えるとすると、やはり先ほど市長が答弁されたようにどんどん人口が減ってきて、人口6万5,000人ですかというような世界に行ってしまうわけですね。先ほど壇上でも私申しましたけれども、人口が減ってくるというのが、大分今より半分になったらもう自治体として成り立たないとか、3分の1になったらもう自治体として成り立たないとかという以前に、や

はり住民サービスその他の部分で破綻してくるというか、そうならざるを得ないわけですね。つまり今ほかのところから人を呼んでくるとか自然増で子供を育てやすいようなそういう施策をやると言っていますけれども、そういった市民サービスができなくなってくるわけですね。そうすると、ますます人が外へ行ってしまいます。ですから、じゃ、どうするかという話になるわけですよ。

そこで、じゃ、ふやそうという方向でやります。そういうお答えをお聞きしたいわけですね。今まで施策をこういうものやってきました、今もこういう計画をしておりますと。それはわかるんです。わかりますけれども、実際に減っていった最終的に6万人だ、5万人だ、最終的に何万人にいくのかわかりませんが、私は消滅という言葉は使いたくありませんが、日本創成会議は人口1万人以下の自治体は消滅するとまで言っているわけですから、米沢もそういうふうにだんだんと減っていったら、米沢というまちがなくなってしまうわけですから、そこら辺の危機意識というかそういうのが感じられないんですよ。簡単に言うと、もっとやれることがあるんじゃないか。もっとここまでやったらばもっと人口がふえるのではないか。ここまでやりましたけれども、やっぱりだめでしたというんだったらまだわかるんですが、まだそこまで行っていないような気がするんですね。

先ほどさまざまな若者定住促進のこととかありましたけれども、それは米沢市で独自に考えた施策というわけではありませんよね。県が持ってきた施策に乗ったとか、ほかの自治体がもう既にやっている施策だとか、そういうところをやっているにすぎないんじゃないですか。やっぱり米沢に住みたいと思う人をふやすのであれば、米沢だから、米沢にしかないから米沢に来るんだみたいな、観光の話ともちょっとリンクしてくるかもしれませんけれども、そういう

のがなければわざわざ米沢を選んで来てくれないと思うんですよ。そういう意味での米沢を選んで来てもらう施策というのを考えていらっしゃるんですか。ちょっとそこをお聞きしたいです。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 御質問の趣旨について、少し勘違いをして受けとめたように思いますので、まずその勘違いしているところのずれから修正させていただきたいと思います。

当然、人口がふえる努力は懸命にしていかなくてもいけないと思っています。次期総合計画で今よりもふえた人口に設定するのか、減った人口に設定するのかとかそういうことかと思いましたが、そういう御質問かと思って勘違いをいたしました。

設定がどうであるというのとは別に、とにかくどういう方向で努力するのとなれば、減ってもいいという方向で、減少するというのを是として頑張るべきではなくて、やはりふえるように努力していかなくてもいけないと思っています。

そして、そういう中でまず少し答弁でも触れましたが、日本全体の人口が減っていくのはなかなかこれは否めない状況だと思いますが、日本全体の人口が減れば全ての町が減ることにはなっていないので、当然例外、それにもかかわらずという例があると思っていますので、そういう例外のあるまちで、例外のほうに含まれるまちであるように努力していかなくてもいけないと思っています。

そして、今の御質問にもありましたように、米沢は人口がふえていく可能性、ふえていける資源のあるまちだと思っています。さまざまな意味で資源がある。条件があるといってもいいかもしれませんが、そしてそれを踏まえて実は先ほどの答弁では触れませんでした、ことし企業誘致で企画している事業に、帝人社員のふる

さと回帰ツアーというのを行います。すなわち前から帝人には米沢に戻ってきてもらいたい、里帰りしてもらいたい、原点回帰をしてもらいたい、新しい事業を展開するときにはこの米沢でと申し上げてきましたが、それも当然これからもお願いし続けますが、それだけでなくてまず社員の方に「自分たちの勤めている会社、このまちで生まれたんだな」、そして「このまちはこんないいまちなんだな」と思ってもらって、「やっぱりうちの会社は新しい事業をするときはこのまちでしましうよ、社長」と社員が言うようなそういう空気づくりをしたいということから、社員の方々の希望者を集めて米沢にバスツアーをしてきて、山大工学部にある帝人関係の資料とかあるいは大屋晋三社長の帝人の碑見学とか、あるいはそれだけでなくて米沢牛を初めとするおいしい食べ物、ゆっくりした温泉、興味のある史跡などを組み合わせたツアーをすることにしています。そして、それはことし1回きりということではなくて、帝人が米沢に里帰りするまでちょっとやっていかなくてもいけないと思っています。そうやって、会社内にそういう空気をつくっていく努力をいたします。当然それは、申し上げるまでもなく雇用の場に直結していくということになっていきます。

あるいは、東京都内の住宅街にある会社、前にも昨年の12月議会で申し上げましたが、うちの会社は特殊な技術を持っているから、この住宅街でもうこれ以上社屋を広げることができない。規制があって広げることのできないこの住宅街で会社を続けなくてもいいんだ。米沢のようところにほかの会社も誘って一緒に移転することだってあってもいいんだとそうおっしゃってくださった会社もありますが、そういう会社、そしてそのお仲間の会社に米沢を視察してもらおう。アルカディアを見ていただきますが、それだけでなくてやはりおいしい食べ物、ゆっ



くりした温泉、興味のある史跡というさまざまなものを見てもらって、ここはいいまちだ。一番は、市民性が非常に優秀で真面目で信頼できて、いい従業員がここで採用できる。いい従業員が採用できるから会社が伸びられるということで、ここに来てみようと思っていただけるようなツアーというか視察会も企画いたしております。

○島軒純一議長 堤郁雄議員。

○12番（堤 郁雄議員） 帝人ふるさと回帰ツアーですか、大変いい試みだとは思いますが、今市長おっしゃられたようなことというのは、これから種をまいて、水をやって、芽が出たらばだんだん少しずつ育てていってという本当に先の長い計画だと思うんですね。

私が言っているのは、もうちょっと短期的に考えていただきたいことなんです、そうやって、何年先に人口がふえるのかという話になると、いや、50年先ですとかそういうのではなくて、市長の任期中に要は何人人をふやすんだという話ですよ。だって、市長は次のとりあえず選挙までのことしかできないわけでしょう。次の選挙で勝ってまたやっても、次の4年しかないわけでしょう。そしたら、次の選挙を勝たれるかどうかわかりませんが、少なくとも次の選挙で勝っても5年半ぐらいしかないわけですよ。少なくとも今目の前で見なければならぬのは、あと1年半ぐらいのスパンでどうするんだという話を言っていただきたいわけですよ。次の選挙でもし勝たれたら、それからまた4年先のことはどうこうというそういう話をちょっとしていただきたいわけですよ。

米沢は資源がいっぱいあります。人もいいです。食べ物もおいしいです。だから、それを利用して人が来てくれるようにという話はずっと前からある話で、それこそ市長は就任されてからも多分そういうことでずっとやってきたと思うんですけども、ここ10年、人がふえていないわ

けですよ。ずっと市長が初当選された平成15年からずっと減り続けているわけですから、どこかで下げどまりをしてもらって、ここからV字回復してもらうのが一番いいんですが、そのための施策を考えてほしいということを行っているわけですよ。

今日本全体の人口が減っている。だから、なかなかふやすのは難しい。それはそのとおりなんです。でも、ふえている自治体もあるんです。ふやすためのいろいろな施策を考えているところもあるわけですよ。

時間がないのでどんどん言ってしまうんですが、山形県内でいったら例えば庄内町ありますよね。庄内町も、若者定住促進のための施策とかやっていましたけれども、それは先駆けているわけですよ。あそこが一番最初にやって、それを県が後追いして県の施策としてやったわけですね、それは。ほかに住宅リフォームの祝い金とかそういうのも先駆けてやっているわけですよ。今、空き家を紹介する事業とかそういうのもやっていますけれども、それも先駆けてやっているわけですよ。

ここにすばらしいのがあるなと思ったのは、園芸農業研修制度というのがあって、これは、庄内町に来て農業研修を受けて、農家として定住してくださいという簡単に言うとそういう施策なんですけれども、研修に例えば夫婦2人で子供2人とかという4人で全然関係ないところから来て、そこで研修制度を受けるとしますよね。月額1人5万円もらえるわけですよ。だから、夫婦2人で受けたら10万円もらえますよね。子供が1人2万円扶養加算というのがあって、2人だから4万円もらえる。単純に14万円はもらえるわけですよ。あと家賃加算というのも4万円あるんですよ。だから、トータル18万円もらえるんですよ、月。ただほかから来てそこに住んで、研修受けるだけですよ。もちろん空き家制度とかそういうので紹介してもらって、農地も

紹介してもらって、そこで農家として住んでやっていってもらうというそういう前提で呼ぶわけですけども、実際それで人も来ているんですよ。家族連れで来ている人やさまざまあると思いますけれども、月に18万円もらえればとりあえずいきなり何もなかったところに住んで農家やろうと思っても、種を植えてもすぐそれこそお金になるわけではないですから、研修を受けて種を植えたり、田を起こしたりいろいろこうやると思いますけれども、そうやっている間は生活費を見てもらおうということです。18万円やって。

だから、そこまで手厚くやっている自治体もあるということです。そして、そういうところにも人は来ているわけですから。言っちゃ悪いですけども、庄内町はそんなに便利のいいところではないと思いますよ。ほかにも酒田市とか鶴岡市とかでっかいところもありますし、その中で小さい自治体として頑張っているところはあるわけですけども、米沢は、じゃ、そこまでやって人が来ないと言っているのかといったら、やっていないんじゃないですか。私はそこまでやって、それでも人が来ないんですという話だったらまだわかりますけれども、そういうこともやっていなくて、いろいろ理由つけて人が来ていません、ふえませんと。それは、やっぱり市長初め行政の怠慢だと私は思いますよ。やっぱりこのぐらいのことやりましょうよ。これでやって、全然米沢は実は魅力のない自治体で誰も来ませんでしたという話だったら、それは分かりますが、決してそんなことはないと思うので、このぐらいのことはやっていただきたい。

ちょっと時間がないので、それは要望ということにしておきますが、余り時間ないですね。

ふるさと納税についてですが、後で海老名議員が多分質問なさるので私はさらっとしますが、米沢市は当初300万円ぐらいから今700万円近く

ですか、平成25年で700万円ぐらいになっているということですけども、倍ぐらいにはふえているという感じなんです、先ほど企画調整部長は、もっとふやしていけるようにやりたいというお答えだったと思うんですけども、ほかの自治体の場合だと山形県内でもそうなんです、天童とかでも何倍増とか10倍増とか、長井あたりでも4倍とか5倍とかの申し込みと金額になっているんですよ。それは、申し込みしやすくなっている、制度、手続が簡単になってきているとかそういうのもあるんですが、簡単に言うと記念品というか贈答品というかそういうものがちょっと充実してきたので、そういうところに集まっているということです。長井市とかは米沢牛を送ったりしているわけですね。米沢は米沢牛送っていませんよね。せっかくの米沢なのに、長井は送っているのに米沢は送っていないというのは、ちょっともったいない気がするんですけども。

時間ないので言ってしまうんですが、佐賀県の玄海町というところがあるんですが、ここは2億円超えています。寄附金だけで2億円超えています。大口の寄附金には、金のプレミアムとか銀のプレミアムという制度があって、1口100万円ぽんとやると3万円以上の特産品を毎月お届けしますよとか、銀のプレミアムの場合だと月1万円分ですけども、そのほかに町内に来ていろいろなツアーとかそれに参加できますよとか、そういうことをやって2億円ぐらい寄附をもらっているんですよ。その2億円全部使えるわけではありませんから、お返しもありますから大体半分ぐらいしか使えないと思うんですけども、それでも2億円のうち1億円使えたら、それでかなり米沢市の事業はできるんじゃないですか。

ちょっとさっき使い道の話もありましたけれども、さまざま細かいところに2万円、3万円と今使い道をしています、やっぱりまとめてせ

めて5,000万円とか3,000万円とかどんとつぎ込むような事業が計画できると思うんですよ。毎年2億円、もし入ってくるのであればですよ。米沢もやっぱりそういうところを目指してちょっと中身についても考えていただきたいんですけども、その辺検討いただけるかどうかちょっとお願いします。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 今の他の町それから市自治体の例を言っていました。

3月の質問の中でも実はいただいております。今こういう流れの中で、2,000円だけ控除すれば、あとは自分の税控除の中でさまざまな品物が買えるという今の流れになっております。その点については、3月もお答えをしてきたわけですが、本市としては適切に良識を持ってこの制度を運用していきたいと考えております。

米沢市に寄附していただいている方をちょっと分析いたしますと、やっぱり関東圏から寄附されている方が7割以上を占めております。特に東京都が一番多いわけですが、その米沢市のつながりというのは、やっぱり疎開したときに来られたとか交通事故で入院したとか、あるいは山大的OBだったとか、やっぱり何か米沢市とのつながりを持って、米沢を懐かしんでおられる方がほとんどであります。そうした方々の思いを大事にしながらこの制度を運用していきたいと思っております。

細目について7つの項目を設けながらやっているわけですが、それぞれ皆様方、寄附される方の使い道の御希望に沿って運用していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○島軒純一議長 以上で12番堤郁雄議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休 憩

午後 2時10分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、認知症対策について外1点、23番小久保広信議員。

〔23番小久保広信議員登壇〕（拍手）

○23番（小久保広信議員） 市政クラブの小久保です。

私は、なぜか午後からの質問が多くていつも皆さんが眠たくなる時間帯に質問をさせていただいていますが、ちょっと調べましたら過去8回のうちきょうも含めてですが、2回だけ午前中でその後全部6回は午後からということで、きょうも静かに御質問させていただきながら睡魔を誘っていくかなとも思いますが、ぜひ当局の皆さんには明確な答弁をお願いをしたいと思います。

それでは、私から一つは認知症対策について、そしてもう一つは障がい者計画並びに障がい者福祉計画について質問をさせていただきます。

1つ目の認知症対策についてお伺いいたします。

認知症とは、皆さんも御存じのとおり、さまざまな原因によって脳の細胞が死んでしまうことによって働きが悪くなったために、さまざまな障がいが起こり、生活する上で支障が出る。そういった病気であります。正確に言うと、そういった状態が6カ月以上続いたときに認知症と判断するのだそうではありますが、この認知症を引き起こす病気はさまざまあります。

そのうち最も多いのは、脳の神経細胞がゆっくりと死んでいく変性疾患と呼ばれる病気です。アルツハイマー病、前頭・側頭型認知症、レビー小体病などです。次に多いのが、脳梗塞、脳出血、脳動脈硬化などのために神経の細胞に栄養や酸素が行き渡らなくなり、その結果、その

部分の神経細胞が死んで、神経のネットワークが壊れてしまう脳血管認知症です。

認知症の高齢者は何人おられるのでしょうか。2013年6月、正確な診断に基づく初めての推計が公表されました。厚生労働省の研究班の調査で2012年時点で462万人いると推計しています。厚労省は、以前認知症高齢者を2012年時点で305万人と公表していました。この数値は、介護保険で要介護認定を受けた人のうち、認知症で支援が必要な人を集計した人数です。

研究班の推計がこれを157万人上回ったのは、介護サービスを利用していない軽度の人や入院中の重度の人などを含むためです。研究班の調査は、2009年度から2012年度に愛知県大府市や茨城県つくば市など全国10市町で、65歳以上の高齢者約9,000人を対象に行われました。調査員が訪問して生活状況を聞き取り、認知機能検査や脳の画像診断を行い、専門医が国際基準に従って診断しました。

その結果、認知症高齢者の割合の有病率は15%と推計し、全国の高齢者数3,080万人に当てはめて462万人と算出しています。年齢が高くなるほど有病率は高く、65から69歳では3%ですが、85から89歳では41%、95歳以上では80%にもなります。女性の有病率が高い実態が明らかになっています。

一方、軽度認知障がいのMC I の高齢者が2012年時点で400万人いるとの推計も初めて示されました。MC I、軽度認知障がいは、物忘れを自覚しているが、生活に支障がなく認知症とは言えない状態をいいます。認知症になる可能性が高い人たちですが、必ずしも発症するわけではありません。

認知症の人は今後どれくらいふえるのか。研究班は将来推計を出していませんが、厚労省が昨年公表した介護の必要な認知症の人の推計では、団塊の世代が75歳以上になる2025年には、470万人になると言われています。

山形県内の患者数は、2013年10月1日現在約5万7,000人と推計され、高齢者社会の進展でさらに増加すると見込まれています。この認知症に対する本市の施策について、どのようなものがあるのかお伺いをいたします。

認知症の診断では、認知症かどうか、治療可能な認知症かが調べられます。認知症は、かつて治らないものとされてきました。しかし、認知症の原因となる病気の中には正常圧水頭症や慢性硬膜下血腫など治療可能なものがあります。早目の治療で回復することもあるため、おかしいと気づいたらすぐに診断を受けることが大切です。

本市の早期発見のための施策や検診がどのようになっているのかお伺いをいたします。

現在「10分間の電話検査でMC I（軽度認知障がい）を発見できる」、こんなキャッチコピーの電話検査ビジネスが2013年9月に登場しました。扱うのは、東京にある電話健康相談大手の会社で、健康相談では企業の健保組合や保険会社、市町村など約1,500団体を顧客に持っています。

MC I 電話検査は、個人で受けると1回3,675円ですが、団体契約ですと割安になります。アメリカ生まれの検査で、日本語版ソフトをつくったのは、アメリカにも拠点を持っている東京の訪問看護会社です。このソフトは、一部自治体で導入されてきています。

愛知県尾張旭市は、2013年5月から認知症予防のきっかけづくりにと希望する市民向けに無料検査を始めています。市保健福祉センターで、保健師や看護師がパソコンを操作しながら口頭で質問し、これに回答する対面形式です。同市によると、試行した4月から10月末までに平均71歳の386人が受け、27%の103人が疑いありでした。疑いのある人は、市が勧める「あたま活性化講座」に参加してもらい、手指を動かす体操や2日前の日記を書くなどの指導を受けてい

ます。このように検診後のアフターフォローをきちんと行うことで、有効なものになると思います。

軽度認知症の早期発見のために、簡易テストを導入する考えが当局にあるかどうかお伺いいたします。

次に、認知症について正しく理解し、患者やその家族などを温かく見守り支援する認知症サポーターの現状と課題についてお伺いいたします。

去る5月20日の地方紙の社説で、「認知症サポーター5万人、患者支える体制の構築を」が出されました。その中で、県は市町村などとともにサポーターの養成に力を注ぎ、地域全体で患者らを支える体制を構築してほしいと述べています。

この認知症サポーター制度は、全国的なもので、初めに「キャラバン・メイト」と呼ばれるボランティアを育て、メイトが講師となってサポーターを養成します。サポーターには、患者を支援するという意思を示す目印としてオレンジリングが配布されています。

県内では、県や市町村などが地域や職場、学校などで開催した養成講座、約1時間から1時間半の講座を受けた人が次々とサポーターになっています。その数は、2008年度には1万人に達し、2013年度末現在で5万295人になったと報じられています。市町村別では、山形市が9,203人、酒田市7,414人、鶴岡市7,312人の順です。メイト数は1,008人で、鶴岡市が183人、山形市175人と続いています。

本市の状況は、2013年度末現在で、メイト数が50人、サポーター数が1,791人です。本市の状況は、メイトとサポーターを合わせた人数で高齢者数を割ると、1人が担当する高齢者人口は12.6人となり、山形市の6.8人と比べると約2倍の人数を受け持つことになります。酒田市と比べると、1人当たり4.4人ですので約3倍ということになります。こうした状況を本市としてど

のように考えておられるのかお伺いいたします。また、なぜ他市に比べてメイト数、サポーター数が少ないのか。その理由をお伺いいたします。

サポーターに期待することとして、認知症を理解し偏見を決して持たない、家族や患者に対して温かい目で見守る、近隣の患者や家族に対して自分なりにできる簡単なことから実践する、地域でできることを探し、相互扶助、協力、連携、ネットワークをつくる、まちづくりを担う地域のリーダーとして活躍するの5項目を厚生労働省は挙げています。

認知症の方が行方不明になったり死亡していた事故や、行方不明のまま氏名がわからず、別の名前で施設に保護されていたケースなどなどさまざまな事件や事故、問題が起きています。そのようになる前に食いとめる手だてがあると思います。

認知症サポーターが、患者と家族に手を差し伸べ、人としての尊厳を守りつつ優しくケアすることが必要だと思います。そのためのメイトやサポーターのネットワーク化が必要だと思いますが、本市のお考えをお伺いいたします。

次に、障がい者計画並びに障がい者福祉計画について質問いたします。

障がい者計画とは、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画のことで、平成22年度から平成24年度までの計画期間であった本計画期間を2年間延長し、平成26年度までの計画としているものです。

また、米沢市障がい者福祉計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく障害福祉サービス、相談支援などの確保や、地域生活支援事業の実施に関する計画として、本計画の関連部分との整合性を図りながら別に策定されたものです。

本計画は、本市の最上位計画である米沢市まちづくり総合計画を具現化するための部門別計画として位置づけをされており、米沢市地域福祉計画を初め、他の福祉関連計画との連携を図る

とともに教育、防災、就労、住宅など生活関連分野における各施策との連携を図りますとしています。

また、市障がい福祉計画は、本市の目指す総合的な方向性を示す計画である米沢市まちづくり総合計画及び社会福祉法に基づく米沢市地域福祉計画並びに障害者基本法に基づく米沢市障がい者計画を踏まえ、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等の実施計画的な位置づけを有するものとし、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための基本的考え方、目標及び確保すべきサービス量、確保のための方策を定めるものです。また、関連する他の計画と整合性を持って連携するものとしています。

この2つの計画は本年までの計画となっており、来年度に向けた計画の策定に着手されていると思います。今までの障がい者計画並びに障がい福祉計画がどこまで実現できているのか、達成されているのかお伺いをいたします。

さらに、次期計画の策定状況がどのように進められているのかお伺いをいたします。

次に、身体障害者福祉協会との連携についてお伺いします。

障がい者の団体である身体障害者福祉協会には、身体障がい者の方々が加入をされております。この団体との連携はどのようになされているのでしょうか。お伺いをいたします。

最後に、身体障がい者相談員の活用についてお伺いをいたします。

障がい者の皆さんが暮らしやすくなるために、特にしてほしいことの1番目は周りの人の理解であり、2つ目が経済的援助、3番目として相談できる窓口の設置が挙げられています。身体障がい者相談員は、身体障がい者のあらゆる問題に同じ障がい者の立場からその経験を通して相談に応じています。

しかし、この方たちが障がい者のお宅にお邪魔

すると、どこから聞いてきたのかといった言われ方をすると思います。相談員制度のPRが不足をしていると思いますが、当局のお考えをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの小久保広信議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、2番目の米沢市障がい者計画及び米沢市障がい者福祉計画についてお答えをします。その他につきましては部長よりお答えをします。

初めに、米沢市障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画のことで、本市の最上位計画であります。米沢市まちづくり総合計画を具現化するための部門別計画として位置づけられており、他の福祉関連計画との連携を図るとともに教育、防災、就労、住宅など他の生活分野における各施策と連携を図る計画です。

また、米沢市障がい福祉計画は、障害者総合支援法に基づき米沢市まちづくり総合計画、米沢市障がい者計画を踏まえ、障害福祉サービス等の実施計画的な位置づけを有するものとして、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための基本的な考え方、目標及び確保すべきサービスの量や確保のための方策を定めるもので、今期の2計画ともその期間を平成26年度までと定めております。

この2つの計画の達成状況であります。まず米沢市障がい者計画は、障がいのある人と障がいのない人が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を市民全体で実現していくことを目指し、「一人ひとりが自分らしく、ともに支え合い、安心して暮らせるまち」を基本理念に、福祉意識の向上、生活支援の充実、健康の維持増進、教育の充実、就労を通じた社会参加の推進、安全な生活環境の確保、情報のバリ

アフリー化の推進の7つの基本目標を定めており、その目標のもとに、合計60項目の個別の施策を掲げております。

現在までの施策の達成状況であります、達成またはおおむね達成と評価できる施策数は、54項目で全体の9割となっております。また、今年度次期計画策定に向けて、障がい福祉に関するアンケート調査を実施いたしますので、その結果も計画の達成度をはかる指標の一つになるものと考えております。

次に、米沢市障がい福祉計画の達成度について御説明いたします。

計画の基本目標としては、福祉施設入所者の地域生活への移行に係る目標と、福祉施設から一般就労への移行等に係る目標、また障がい福祉サービス利用の目標見込み量を定めております。

まず、福祉施設入所者の地域生活への移行に係る目標につきましては、平成26年度末の目標数として施設入所者数を120人、地域移行者数を25人としておりますが、平成25年度末での実績は入所者数が123人、地域移行者数が22人となっておりますので、目標は達成できる見込みであります。

また、福祉施設から一般就労への移行等に係る目標については、一般就労移行者数の平成26年度末の目標数は10人としておりますが、平成25年度末では10人の方が一般就労に移行しております。

次に、障がい福祉サービス利用の目標見込み量につきましては、平成25年度末の実績と見込み量を見ますと居宅介護等の訪問系サービス、共同生活援助等の居住系、施設系サービス、手話通訳者の派遣や日常生活用具の給付、移動支援等の地域生活支援事業については、おおむね見込みどおりの供給量となっております。生活介護や自立訓練、就労継続等の日中活動系サービスでは、生活介護や自立訓練、就労継続支援で、見込みを上回る量のサービスが提供されてお

ます。

一方、就労移行支援や短期入所では、必要量が少なかったことやサービス提供量が見込みを下回ったという状況であります。

米沢市障がい者計画において達成できなかった施策として、子供のころからの福祉教育の推進、各種イベント等への参加促進、災害時の情報伝達体制の整備等が上げられますが、地域自立支援協議会や各課及び関係団体で具体的な協議を重ね、計画の実現を図っていきたいと思います。

また、米沢市障がい福祉計画でも目標の見込み量を下回ってしまった福祉サービスもあることから、サービスの必要量を的確に把握し、あわせてさらなる普及、啓発に努めてまいりたいと思います。

次に、次期米沢市障がい者計画及び米沢市障がい福祉計画の策定状況についてであります、障がいのある方の現状とニーズを把握するためのアンケート調査と障がい者支援団体や事業所を対象としたヒアリング調査を今月から来月にかけて実施します。

アンケート調査は、障がいのある市民と一般市民を対象に調査いたします。障がいのある市民へのアンケート調査は、障害者手帳を所持している方々を対象としており、障がい種別ごと、各世代ごとに無作為に抽出した1,500人を対象としております。アンケートの内容は、障がい福祉サービス利用に関することや権利擁護に関すること、就労に関することなど39の設問によるものであります。設問等も、できるだけ易しい文章を心がけ、平仮名をつけるなどアンケートに答えやすいように配慮しております。

また、一般市民へのアンケート調査は、各世帯ごと無作為に抽出した市民1,700人が対象であります。アンケートの内容であります、主に障がい福祉についての意識調査となっており、15項目の設問数となっております。

さらに、ヒアリング調査は、障がい者支援団体

の2団体、障がい福祉サービス事業所の6事業所からのヒアリングの実施であります。このヒアリングは、障がい者支援団体及び事業所から障がいのある方の生活実態や日常生活において障壁になっていることをお聞きすることによって、今後本市が取り組むべき施策を検討、反映させることを目的としております。

これらの調査の結果を受けて、次期計画の策定に向けて、障がい者施策推進協議会においてさらに御意見をいただきながら進めていく予定であります。

続いて、米沢市身体障害者福祉協会との連携についてお答えをいたします。

米沢市身体障害者福祉協会は、身体障害者手帳を所持している方々が任意で加入できる団体で、障がいのある方の福利厚生に寄与することを目的としています。

本市との連携につきましては、毎月開催する身体障害者手帳交付説明会の際に、身体障害者福祉協会の役員に御出席をいただいて、協会の趣旨、活動内容の説明、協会加入の申請受け付けを実施しております。また、山形県身体障害者福祉協会主催の障がい者スポーツ大会やレクリエーション大会、障害者福祉大会の際に、障がい者支援室の担当職員も同行し、障がいのある方が安心して楽しく大会に参加できるよう支援しております。

さらに、障がい者施策推進協議会や地域自立支援協議会等に出席いただき、計画策定や具体的な施策の協議会での障がいのある方々のさまざまな問題、課題の御意見をいただいております。今後も定期的に協会員の方々と顔を合わせる場を設定し、共生社会の実現に向けて連携を強化してまいります。

次に、身体障がい者相談員の活用についてであります。身体障害者相談員及び知的障害者相談員は、それぞれ身体障害者福祉法第120条の3及び知的障害者福祉法第15条の2に規定されて

おり、その委託業務が平成24年度に山形県から市町村に事務移譲されたことにより、本市では非常勤特別職として身体障害者相談員11名、知的障害者相談員4名を2年の任期で委嘱しております。

平成25年度の相談実績は延べ578件で、内容としましては、障害者手帳について、対人関係について、就労について、福祉サービスについてなどが多くなっております。

また、周知方法としては、障がい者の福祉ガイドに相談員の氏名、住所、電話番号を記載し紹介しております。この福祉ガイドは、市のホームページにも掲載しておりますが、本相談業務について、これまで広く全ての市民を対象に紙面等で紹介する機会がありませんでしたので、今後は広報等にも掲載しながら本相談員による相談業務の周知を強化してまいります。

近年、障がいのある方への支援相談の強化が図られ、障がい福祉に関係した相談業務に従事する方々が増加しております。そのような方々が一堂に会して、情報の共有や専門スキルの習得等を図るための研修会等も開催の予定をしております。

身体障害者相談員及び知的障害者相談員の方々が、他の相談業務に従事する方々と交流し情報を共有していくことは、相談員同士のネットワークを強いものにし、ひいては障がいがある人へのさまざまな支援に大きく寄与するものと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

〔菅野智幸健康福祉部長登壇〕

○菅野智幸健康福祉部長 私からは、認知症対策についてお答えいたします。

まず、本市の認知症対策についてであります。認知症は、原因となる疾患によって進行状況が異なり、生活上の障がいとなる症状もさまざまです。そのため進行状況に応じて必要となる支



援も変わってきますので、利用するサービスも状態に応じた選択が可能となるよう整備をする必要があります。

まず、認知症ではないものの今後の発症を心配される方につきましては、介護予防事業の利用が考えられます。次に、誰かの見守りがあれば日常生活は自立して送ることのできる方から部分的な介護を必要とする方につきましては、訪問介護や通所介護の利用が考えられます。そして、常に介護が必要となる方につきましては、訪問介護や通所介護のほか、より専門的な介護を受けられるよう本市では地域密着型サービスとして認知症対応型通所介護を3事業所、小規模多機能型居宅介護を9事業所、複合型サービスを1事業所、認知症対応型共同生活介護を14事業所と整備してまいりました。

また、認知症は一般的に進行と同時に身体機能も低下していく傾向が見られるため、地域密着型サービスによる対応が困難となった場合には、老人保健施設や特別養護老人ホームといった施設サービスの利用になるものと考え、現在まで計画的な整備を進めてまいりました。

次に、認知症の早期発見の施策についてお答えいたします。

認知症は、症状の進行をおくらせるために大切なこととして、早期発見、早期受診、早期治療と言われております。そのため、米沢市認知症予防対策推進協議会と協働し、毎年認知症市民フォーラムを開催し市民に向けた啓発活動を行っております。

また、介護保険サービスを受けていないひとり暮らしの方や高齢者世帯を週1回程度定期的に訪問する高齢者見守り支援事業を実施しております。訪問員が高齢者の異変を感じた際に、委託先である社会福祉協議会へ報告し、地域包括支援センターにて実態把握を行い、必要なサービスをつなぐよう対応しております。地域包括支援センターには、民生委員を初めとする関係

者や関係機関のほか近隣住民の方からの相談も寄せられており、実態把握を行いながら対応しているところであります。

認知症の簡易検査や簡易テストにつきましては、御質問があった簡易検査のほか、実際に医療現場で使用されている簡易検査としての長谷川式認知症スケールのほか大友式認知症予測テスト、パソコンを利用したテストなどさまざまな方法があり、今後も多様化するものと考えられます。検査結果の正確性が問われることはもちろんですが、いつでもどこでも誰でも簡単にでき、早期受診につなげると同時に認知症の予防に取り組むきっかけになるものであることが望ましいと考えております。

ただし、テストの結果により安易に認知症に対する不安を増長させ、早期受診や相談をちゅうちょするような状況になることも望ましくないことから、今後米沢市医師会を初めとする関係機関の意見をお聞きしながら、簡易テストの導入につきましては、検討してまいりたいと思います。

次に、認知症サポーターの現状と課題についてお答えいたします。

認知症サポーターは、認知症を理解し認知症の方とその家族を温かく見守り、誰もが安心して暮らせるまちづくりを住民の手で展開する運動、認知症を知り地域をつくる10カ年キャンペーンの一環として平成17年より実施されている事業であります。

本市の状況としましては、平成21年6月より認知症サポーター養成講座を開始しております。平成26年3月末現在、本市のサポーター数は1,791名で、県内では山形市、酒田市、鶴岡市、東根市、寒河江市に次いで6番目の養成数となっております。県内におきまして、サポーター数が1,000人を超えている市町村は11市町という状況であります。また、養成講座の講師役となるキャラバン・メイト50名につきましては、鶴岡

市、山形市、酒田市に次ぎ4番目の状況でございます。

また、所管の高齢福祉課では認知症の方と接する機会が多いため、1課1改善運動の取り組みとして課内の職員を対象とした講座を開催し、サポーターとして対応力の向上に努めてまいりました。現在サポーターにつきましては、高齢者の方が多い状況でありますので、今後は小学生以上の幅広い年代の方に受講していただき、さらにサポーターをふやしてまいりたいと考えております。

他市と比較しキャラバン・メイト数とサポーター数が少ないのではないかと考えておりますが、サポーター数につきましては、県内でも極端には少ないという状況ではないものと考えております。

本市におきましては、サポーター養成講座を出前講座として実施し、企業や各種団体からの依頼に応じた開催が主となっておりますが、今後サポーターをふやすためさらなる周知を図るとともに、各種団体や機関、学校へも開催に向けた働きかけを行いたいと考えております。あわせて地域の身近な相談窓口である地域包括支援センターが中心となって、各地域で開催することも検討したいと思っております。

キャラバン・メイトにつきましては、養成研修会を県が毎年1回開催している状況であります。毎年その研修会の受講者数が80名程度とされておりますので、市町村ごとの受講人数は設定されておらず、受講申請者の中から県が決定している状況です。このため本市におきましても、受講までに数年を要し、ようやくキャラバン・メイトとなられた方が複数名おられる状況であります。今後も介護サービス事業所を初めとした関係機関に協力を求めながら、数多くのキャラバン・メイトを養成してまいりたいと考えております。

次に、ネットワークの構築についてであります。

現在のところ、本市ではキャラバン・メイト、サポーターとも組織化はされておられません。特にキャラバン・メイトにつきましては、介護及び医療関係者を中心にさまざまな立場の方がおられることから、普及の幅が広がると期待しております。今後フォローアップ研修や意見交換の機会を持つ予定でございますので、まずはキャラバン・メイトのネットワーク構築を行ってまいりたいと思います。その後、サポーターの効果的なネットワークや地域での活動のあり方について、キャラバン・メイトと協議を行いながら進めてまいりたいと思います。

私からは以上です。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） 長時間にわたり御丁寧に御答弁をいただきました。私が申し上げたことも答弁の中で相当あったわけですが、そんなことを言っても時間は戻りませんので、まず市長から障がい者計画等の答弁があったんですが、先に私の質問の順番で質問させていただきますけれども、認知症の関係で言いますと、一つは認知症になったと。なったとしてもやはり社会の一員として暮らしていきたいんだというそういった高齢者の方の思いというのがあるわけですが、先ほど施策をお伺いした中でそういったことがないんですね。認知症に対するごくごく一般的な施策であって、じゃ、認知症になったからそれで人生は終わりかというところではないわけですから、やっぱりそういった部分、失われる機能というのはわずかなとも言われていますし、残された力を周りの社会の中に生かしていきたいというそういった報告もございます。そういった施策を本市でもすべきだと思うんですが、その点はいかがなのでしょう。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 認知症の方ができる限り住みなれた自宅や地域で暮らし続けるために、

そのためには周囲のやはり理解と協力が不可欠であると思います。地域の中で存在感を感じられるような活動を行っていただくには、認知症についての専門的知識を有する人材も周りには必要ではないかと思います。

そういう点では、現在本市において認知症のひとと家族の会、この会がございましてこの置賜地区支部が支援活動、名称は「つどいの会」と称しておられますけれども、これを開催しております。2カ月に1回程度の開催となっております。認知症の方の家族同士が自由に語り、介護支援専門員、認知症のケア専門士などの世話人の方3名程度が、必要に応じた助言を行っておられるようです。このほか専門医の方が参加してくださることもあります。

また、認知症の方が参加されることもあり、その場合は家族とは別室で世話人と作業療法的な活動や傾聴を行っております。最近では、若年性認知症の方の参加もあり、世話人の方も山形県支部と相談しながら運営に当たっていただいております。

本市としましては、会場の提供や介護支援員を初めとした関係者、関係機関への周知などの開催支援を行っておりますが、今後さらに認知症の方にどのような活躍の場が考えられるのか、意見を求めながら検討してまいりたいと思います。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） ぜひ家族の会だけではなくて、やはりいろいろなNPO法人などにも働きかけたり、社会福祉法人などにも働きかけたりして、実際清掃ボランティアであるとか、駅伝をやっていたり、認知症PRというか認知症とはこうなんですと、正しい知識を持ってくださいという駅伝をやっていたりとそういった報告がなされていますので、ぜひ本市でもそういったことをお願いをしたいと思いますし、国が2013年から2017年度までのオレンジプラン

ということで、支援を明確にしている認知症施策5カ年計画ですか、あるわけですが、認知症の人や家族だけでなく、地域住民、専門職、行政職など誰でも参加できる。プログラムを持つ。医療福祉の専門職やコーディネーターなどを置くなどの要件を満たせば運営補助金を出すとなっているんですね。発症の初期から切れ間なく必要な医療、介護サービスを提供できる体制をつくっていくということを目指していくわけですが、本市としてはこの取り組みはどのようなことになっておるのでしょうか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 医療・介護サービス体制の整備、確立と、これにつきましては、置賜地区に設置されました佐藤病院認知症疾患医療センターがございまして、この協力により米沢市医師会や介護従事者に対する研修会というものが開催されております。

認知症疾患医療センターは、認知症専門医療の提供と介護サービスとの連携を担う中核機関として県が設置する拠点病院ということで、県内では3病院が指定されているようであります。専門医療機関として詳細な診断や対応のほか、医療機関、そして介護サービス事業所への研修の実施、地域住民への啓発活動や相談、地域における医療と介護の連携拠点として認知症連携担当者を配置し、地域包括支援センターとの連携機能の強化を図る活動を行っております。ことしの3月には、センターが主体となり置賜地区認知症医療連携病院との連携方法も構築されたところでありまして、この連携病院の中には米沢市立病院も含まれております。

今後、中核機関であるセンターや医療機関、保健所などとの関係機関と連携しながら本市の実情に応じた具体的で持続可能な体制の整備を検討してまいりたいと思います。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） 今部長からお話がご

ございましたけれども、ちょっと話を戻しますと専門的な部分、施設など医療機関などそういった方で進めていくだけではない。先ほど家族の会なんかでいきますと、その周りにいる人たちの協力も必要だということなわけです。

日常サポーター、メイトですけれども、本市は、確かに県内で5番目ぐらいでそんなに悪い数字ではないんだというお話なんですけれども、これは、ただメイトプラスサポーター1人当たりの高齢者人口を見ると、そんなに大していい数字だとは私は思いません。1人の方がせめて高齢者何人見られるかといったら、2桁、12.6人というのはちょっと大変なんじゃないかなと思うわけですけれども、その点どのようにお考えですかね。先ほどの御答弁ですと少ないとは思わないということだと思えるんですけれども、それではお伺いしますけれども、1人当たりどれぐらいの人数を持てるんですかね。担当できるといったらおかしいんですけれども、サポーターとして支えられると思っておられますか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 先ほどの答弁では、極端に少ない数ではないという形でちょっと表現はさせていただきました。ただ、やはり山形市、鶴岡市、酒田市などを背景にしますと、その数というものは、先ほど議員が述べられましたように私どもの本市と比較すれば、やはり2倍なり3倍近い数字でサポーターの数を養成されているようでございます。その数から見ますと、山形市が6.8、鶴岡市が5.3とこのような数字でもございますので、やはり今米沢市は12.6ということでございますから、これを1桁台にしたいと考えてございます。壇上でもお答えしましたように、そのためにはやはり養成をしなければならぬということでございますので、具体的に何人がよいのかというところをちょっと私どもも手探りでちょっとわからないところもございますけれども、今現在山形市なり鶴岡市

なりの数字に近づける努力はしてまいりたいと考えております。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） ぜひ、私のほうで山形、鶴岡、酒田を申し上げましたけれども、そのほかにも寒河江が6.2人であったり、上山7.9人、東根で5.8人、尾花沢で7.8人と町でも結構1桁台が多いわけですから、そういった意味でぜひそういった機会をふやしていただきたいと思ひますし、先ほどの答弁の中で出前講座ということだったわけなんですけれども、出前講座というのは要請があつて初めて成り立つシステムですよね。私の記憶がちょっと違っていれば訂正をいただきたいですが、そうだと思うんですけれども、そうではなくてきちっとふやすという意識があるのであれば、行政側のほうからこういった講座をします。ですから、市民の皆さんお集まりいただけませんかというそういった攻めの姿勢というのがあつてしかるべきだと思うんですが、その点はいかがですか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 このことに関しましては、ただいま議員お述べのとおりだと私どもも思っております。

今後とも国の施策では、やはり認知症施策の推進ということで、認知症サポーターの人数もふやすといったところでも考えているようでございます。この後、制度の中では地域ケア会議、地域包括ケアといったことも叫ばれております。このサポーター制度というものは、まさにこれにつながっていくものだと考えてございますので、私どもとしても積極的にこういった要請の機会をつくり出しながら、市民の方に受講していただくということを進めてまいりたいと思ひます。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） 認知症の部分で最後になりますけれども、そのネットワークづくり、

メイトの方のネットワークをつくっていくんだ。これは必要最低限のことだと私は思います。やはりそれだけではなくて、サポーターの方、受けられて何年かたつと、またこういった社会ですから新たな医療の知識であつたりそういったものが出てくるんだらうと思いますので、そういった意味でサポーターの方もネットワーク化をしながら事後講習みたいなそういったことも必要だと思います。その点については、要望にさせていただきます。

時間もないので、次に移りますが、続いて障がい者計画と障がい者福祉計画についてですが、両方とも9割なり、障がい者計画ですと60項目のうち9割がほぼ達成されたんだというお話で、障がい者福祉計画についても、数値目標をクリアしているのが相当あるんだということのお話だったわけですが、実際そうなっているんだらうと思います。ぜひ、できなかったところがあるわけです。その点についてきちっとやる、この次の計画でどのようにしていけるつもりなのか。もう一回載せることは確かでしょうけれども、それを、じゃ、なぜできなかったのかなというそういった部分、明らかにしていく必要があると思うんですが、その点はいかがですか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 できなかったことの原因を探るということの一つの手法として、先ほど市長から答弁させていただきましたとおり一つはアンケートの集計、その結果により皆さんが具体的に何を望んでいらっしゃるのか、それを探ることかなと考えております。

私ども、先ほど申し上げましたように結果の数字とあわせて、そのアンケートから何が求められているのか。その辺の整合性をきちっと今後は図っていきながら、計画をつくっていかねければならないと思います。1つのできなかった事例のもう一つでございますけれども、さきの

アンケートの中で需要をちょっと見込めなかったと、過大評価してしまったということも正直ございます。これは、そんなに数はないのですけれども、例えば100人のお客さんの予定があるだらうと思ったところが、それほどの需要がなかった。したがって、そういったところもこのたびのアンケートなどできちっと把握しながら、まだ足りなかったことも加えて数値計画に盛り込みたいと考えております。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番(小久保広信議員) そのアンケートなんですが、障がい者の方1,500人というお話でしたけれども、これは手帳持っている方全員からお伺いしてもそれまでではないのかなと思うのは、私だけなんではなかろうか。それだけの経費をかけたくないという部分もあるんだと思いますけれども、できればそういったニーズをきちっと把握するということであれば、最低限手帳を持っていいらっしゃる方のそういった意向というか、いろいろな思いは確かにございます。さまざまな考えを持たれる方はいらっしゃいます。それはそれとしながらも、そういったことも必要なのではないかなと思いますが、その点はいかがなんでしょうか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 アンケートにつきましては、先ほど申し上げましたように障がい別に1,500人ということで想定させていただいて、これは実施したいと考えております。

ただ、先日も施策推進協議会の中で話し合われたことは、アンケートをお出しして障がい者の方が具体的にやはり書き込み、回答されるのかと。むしろそういったところの御心配の指摘がございました。そういったものにつきましては、周りにいらっしゃる御家族への御協力なり、使用しておられる施設なりへの御協力を呼びかけながら、対象の方にこのアンケートをお出ししていただきたいと考えているところでござい

ます。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） 御本人さんがなかなか御理解できないという方もいらっしゃるのには確かです。そういった場合、やはりその部分については、部長のおっしゃるようにそういった施策をきちっとしていただきたいと思います。

調査結果をもとにしてまた障がい者施策推進協議会で検討なさるということなのですが、27年度からの計画に今度はなるわけで、これからアンケートをして検討するというと、なかなか期間的に短いのではないかなと思うんですけれども、何回ぐらい開催をされる予定なのか。いつごろをめどに原案といいますか、そういったものが出されるのか。その点について伺います。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 会議の開催につきましては、まずおおむね年度内に4回ぐらいを想定してございます。議員ただいまお述べのとおり来年度からの実施計画でございまして、年度内完成、これを目指して作業にかかりたいと現在のところ考えているところであります。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） 時間もないので次に移りますけれども、身体障害者福祉協会との連携であります。障がい者の任意団体といえますかこういった集まりはほかにあるのかなと思うんですけれども、やはり身体障がい者の方ではありますけれどもこういったところときちんと連携を図っていく。障がい者としてのお気持ちもわかるわけですから、そういった方々を通して他の障がいを持つ方とも連携をしていくということもできるのではないかなと私は思うんですけれども、そういった意味で先ほどの答弁ですと、何か定期的に顔を合わせる場をつくるんだ、施策推進協議会であるとか自立支援協議会、そういうところに委員として出てらっしゃ

るのはわかっておりますし、それだけでいいのかなと思うんですけれども、その点もうちょっと何かないでしょうかねという聞き方をすると長くなりますかね。何かあるというふうにもっと施策が考えられると思うんですが、そういったところを検討なさるつもりはございますか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 障がい者の方の任意団体につきましては、ちょっと今手元に具体的な数字はないので申し上げられませんが、やはり数団体市内にございます。

まずは、表立ってといいますか基本的には答弁でも申し上げました施策推進協議会、それから自立支援協議会、こちらで特に自立支援協議会ではさまざまなテーマ、今年度ですと4本ばかりのテーマを持って、障がい者の方々に対してどのような施策がいいのかというところの話し合いの場としております。

ですから、そういったところに各団体の方に呼びかけをして出ていただき、御意見を頂戴しながら施策に反映させるといったところをまずメインにして行っていききたいと思います。そのほかその都度それぞれの団体の方々からの要請があれば、私どもで参上しながら話し合いをさせていただいたりしておりますので、さまざまな機会を捉えながら御意見を頂戴しているといったところでございます。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） ぜひ定期的な場を設けるだけではなくて、そういった努力というか場を捉えて勉強する。言葉は悪いですが、行政としてもそういった方々にお力添えをいただいてやっていくということも必要だと思います。

最後になりますが、その相談員の方の件ですけれども、どこから聞いてきたんだと家族の方がおっしゃられるというそういう実態がまだあるんだなとこの話を聞いて思ったんですけれども、

やはりまだまだ本市として障がい者に対する施策PRといますか、先ほどから計画の中でも出ておりましたけれども、共生する社会、ともに安心して暮らせる社会にしていくなだということがまだまだ浸透していないことのあらわれなのかなと感じております。そういった意味で、先ほど研修会を相談員の方と共同の研修会もしていくなだということもありました。そして、広報等でも出していくというぜひそういった部分を出していただきたいなと思いますし、そのことがないと障がい者の方が本当に障がい者計画、障がい者福祉計画でいう障がい者と健常者が共生して安心してともに暮らせる社会となっていけないと思いますので、この点については、要望として終わりたいと思います。

以上で質問を終わります。

○島軒純一議長 以上で23番小久保広信議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時08分 休 憩

午後 3時18分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
この際、お諮りいたします。

本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することにし  
たいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議を日程終了まで時間を延長  
することに決まりました。

次に進みます。

一つ、子育て支援医療制度における外来受診の  
助成対象を中学三年生まで引き上げられないの  
か外3点、8番高橋壽議員。

〔8番高橋 壽議員登壇〕（拍手）

○8番（高橋 壽議員） 私の質問は4点です。

1、子ども医療費の外来診療無料化の対象年齢  
を中学三年生まで引き上げること。2、就学援  
助の準要保護児童生徒の支給基準単価に消費税  
増税分を加算すること。3、小中学校の全ての  
普通教室にクーラーを設置すること。4、消防  
団員の報酬を引き上げを求めて質問いた  
します。

まず最初に、子ども医療費無料化についてお伺  
いをいたします。

子ども医療無料化制度は、全国の都道府県と市  
町村のほとんどの自治体で実施しています。そ  
のことからすれば、本来は国が制度を創設し実  
施すべきものです。地方自治体と議会からも国  
が実施するよう求める意見がこの間上がってき  
ています。

ところが、国は実施するどころか自治体で実施  
した場合、逆に交付税をペナルティーと減額す  
るなどとんでもない状況になっています。住民  
要求に応えようと自治体で実施すれば、ペナル  
ティーを課すやり方はもはややめるべきです。  
そうした状況の中でも全国の地方自治体では、  
子ども医療費無料化の対象年齢をこの間拡大し  
てきています。

米沢市は、ことし4月から外来診療では無料化  
の対象年齢を小学校3年生から6年生に引き上  
げました。この間、就学前から1年生、さらに  
3年生、そしてことしからは6年生へと引き上  
げてきたことについては、評価するものです。

この制度は、県単独事業でこれに県内市町村が  
2分の1の財源を負担し実施するものです。山  
形県は、外来診療についてはことし7月からこ  
れまでの小学校就学前から年齢を引き上げて3  
年生までですとしました。したがって、小学校  
6年生まで拡大した米沢市の場合は、小学校4  
年生から6年生までの無料化の財源を米沢市の  
全額負担として実施するものです。

ただし、県が対象年齢を引き上げたところの財源負担は、米沢市は軽くなったことになります。3月議会でも共産党市議団として、この軽くなった財源も活用できることを指摘しながら、外来診療の無料化対象年齢を中学校の3年生まで早急に引き上げるよう求めました。

中学3年生までということについては、理由があります。山形県内のことし4月からの実施状況を見てみますと、県が対象年齢を引き上げたこともあって、県内35市町村のうち実に29の自治体が、中学校3年生まで実施することになっています。このことを考えれば、米沢市は子ども医療費の無料化ではおくれた自治体となっています。市民要求の高い事業でおくれた自治体となっている現状を脱していく必要があると考えますが、当局はいかがお考えなのかお伺いをしたいと思います。

次に、準要保護児童生徒の就学援助費の支給額について伺います。

さて、まずこの問題で伺っておきたいのですが、昨年から生活保護費が削減されています。3年間で6.7%の削減となります。それを受けて全国各地の自治体で就学援助費の支給基準を生活保護費を基準にしている場合、生活保護費の削減に連動して就学援助費の削減になっている自治体がふえているとこの間新聞などで報道されています。昨日のニュースでは、下村文科大臣がこの問題について、政府として文科省として自治体に配慮するように促していくというニュースもあったかと思います。

米沢市の場合、生活保護世帯の児童生徒で就学援助を支給されている世帯の要保護児童の就学援助費については、これは削減されているのかどうか、まずお伺いをしたいと思います。

また、生活保護世帯に準ずる困窮世帯の就学援助受給世帯のいわゆる準要保護世帯について、この所管は教育委員会ですので教育委員会にお伺いをいたしますけれども、教育委員会として米

沢市の場合、所得基準を児童扶養手当の基準としているということから、準要保護世帯の就学援助費の支給額については、この間の生活保護費の削減とは連動しないと答弁してきましたけれども、準要保護児童生徒の就学援助費については、削減はないということではよろしいのかどうかお伺いをしたいと思います。

消費税の8%への引き上げも来年10月からの10%への引き上げも、共産党市議団としては当然中止すべきものと考えています。4月から実施された消費税増税3%の増税分、これを要保護児童生徒の就学援助費支給基準に加算するように国は既に地方自治体に対して通知を出しています。

そこで、お伺いをいたしますけれども、当局はこの通知に従って当然要保護児童生徒の就学援助費については、加算をして4月分から支給することになっていると考えていますが、そのようになっているのかどうかお伺いをしたいと思います。

そして、国の通知のこの趣旨を踏まえるならば、準要保護児童生徒の就学援助費についても同様の対応をすべきものと考えますけれども、財源が交付金となっていることからすれば、これをするかしないかというのは教育委員会の判断になるかと思います。

そこで、お伺いをいたしますけれども、準要保護児童生徒の就学援助費について支給基準額に消費税増税分を加算して支給するのかどうか、教育委員会の考えをお伺いしたいと思います。

次の質問は、小中学校の全ての普通教室にクーラーの設置を求めるものです。

昨年の6月議会に引き続きこの課題を取り上げます。前回の当局とのやりとりでは、まず文科省が示す普通教室の夏場の教室温度が生理的な負担を考えると30度以下としながらも、児童生徒などに生理的、心理的に負担をかけない最も学習に望ましい条件は夏期で25度から28度とし



ていると指摘をさせていただきました。

そして、米沢市の小中学校教室の夏場の温度が実際どの程度になっているのか、まず実態調査をすべきではないかと求めました。教育委員会は、これに応じて実態調査をいたしまして昨年9月議会で報告をしています。その結果は、7月20日から8月22日のこの期間のうち、夏休みを除いて30度以上の教室、これは5日以内のところは13校、10日以内のところは3校、12日以上が2校あったというものでした。

文科省の示す夏期温度、夏場の適温30度以内という基準を超えている学校が、市内には今浅川分校含めて小学校、中学校27校あるわけですが、20校が30度を超えているわけです。こういう状況を教育委員会は踏まえて検討する必要があると思いますけれども、昨年の9月議会では、この調査結果を踏まえて校長会などで意見を伺いながら、教育委員会として今後のこの問題での方針を検討していきたいと答弁していたかと思います。

そして、ことしに入りまして山形市が今年度から全ての小中学校の普通教室に順次クーラーを設置していくという方針を出して、それが新聞で報道されました。山形市議会の議員にこの問題をお伺いいたしましたところ、小中学校、数は米沢市よりたくさんあるわけですが、小学校が6年、中学校はその後で合わせて10年間の計画ということでした。そこで、議会では10年間というのは遅過ぎると。もっと早く導入すべきだという意見が今出ているそうです。

そこで、お伺いをいたしますけれども、米沢市教育委員会が実施した教室温度の実態調査、そしてその結果、そしてまた新たに今御紹介いたしました山形市の普通教室に全てクーラー設置をやるということになったこと、そういったことを踏まえまして教育委員会としては、今後どういうふうに対応するのか。私は、クーラーを米沢市も設置する、そういう時期に入ったので

はないかと考えています。当局、教育委員会の考えをお伺いしたいと思います。

最後に、消防団員の報酬引き上げを求め質問いたします。

昨年の12月に、国と自治体に消防団員の待遇改善を義務づける消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律案が、国会で可決成立いたしました。そして、これを受けて消防庁が、消防団員の入団促進の取り組みと待遇改善を市町村に働きかけて、報酬額の引き上げを求めています。

この法律の目的というのは、皆さんも御承知のとおりこの間の3.11など、それから今後予想される南海トラフ等大地震など大規模災害に備えるときの消防団員の確保が急務だということなどがありまして、この法律が提出されたわけです。

消防団員の確保の課題、これはまさに全国的な課題となっています。米沢市の消防団にとっても団員確保は、消防団にとっても当局にとっても、そしてこの議会でもこの間この議論がありまして、議会の課題ともなっていると思います。そして、私は何よりも消防団員が活躍する各市内の地区の問題、課題とも考えています。そういった意味でこの問題を取り上げたいと思っています。

国は、報酬引き上げの財源根拠として、地方自治体に対して団員1人当たり年額3万6,500円を支払うことを前提に、地方交付税を配分しているとこの法律案の趣旨説明のときに言っています。

しかし、実際の支給額は、これは全国の平均で2万5,064円と下回っています。3月議会で共産党市議団の代表質問でこの問題を取り上げて、米沢市の消防団員の報酬が現在団員の報酬額の年額が1万7,000円であることから、3万6,500円とは大きくかけ離れているということを指摘させていただきまして、引き上げるよう求めま

した。

これに対して、当局は、2015年、来年の予算で1回当たりの出動手当の引き上げで検討したいと答弁しています。それはそれで評価するものですが、出動手当分として配分されている地方交付税というのは、先ほど申しあげました1人当たり3万6,500円の報酬分とは別枠で配分されているものであって、この法律と消防庁が求めている趣旨は報酬部分を引き上げろというものであって、手当はまた別枠での配分ですから、これがどうして手当に限ったのか、ちょっと理解に苦しむところであります。

そこで、お伺いをしたいわけですが、消防団員の処遇改善のために消防団員報酬の引き上げを米沢市はすべきだと改めてお伺いをしたいと思います。当局の考えをお伺いいたします。

以上、4点について答弁をお願いいたします。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの高橋壽議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、子育て支援の医療費助成についてお答えをいたします。その他につきましては部長よりお答えをします。

医療費助成制度につきましては、御存じのとおり山形県の助成をもとに子育て支援医療として各市町村ごとに実施をしております。現時点での山形県の制度としましては、御質問にもありましたが、就学前の乳幼児の外来通院費と中学生までの入院費の助成を実施しており、今年度の7月からは外来通院費の助成を小学3年生まで拡大することとされています。

県内各市町村では、この県の助成制度にさらにそれぞれ独自の事業として上乗せの給付を行っており、本市におきましても各方面からの御要望を受けて、この県の制度に上乗せをして毎年対象を拡大してきており、今年度は小学6年生まで対象の拡大を行いました。

この支援医療の対象者について、本市独自にさらに中学校3年生までの助成拡大をということではありますが、医療給付費増加への財政的な面とともに受給対象者の大幅増加による窓口対応の事務処理及び人員体制などの状況も踏まえながら、今後検討してまいりたいと考えております。

なお、本来県内どこでも同じ医療給付が受けられることが望ましいことから、山形県に対しては引き続き重要事業の要望などの機会を捉えて、対象者を拡大するよう要望してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 私からは、高橋壽議員の御質問のうち2点についてお答えいたします。

初めに、就学援助に係る消費税増税分の加算に関してお答えいたします。

本市の就学援助の準要保護児童生徒に係る学用品費等の単価につきましては、現在国が定める要保護児童生徒援助費補助金における予算単価を準用しております。

国では、今回の消費税増税に伴い要保護児童生徒援助費補助金の予算単価を増額していることから、本市としましても準要保護児童生徒に対して国で増額された予算単価を準用したいと考えております。

次に、小中学校普通教室へのクーラーの設置についてお答えいたします。

議員も述べておられるとおり、学校における環境衛生の適正化につきましては、快適な学習環境を整える上で必要不可欠なものであると考えます。

環境衛生基準につきましては、温度、湿度、照度、空気清浄度などがありますが、近年における地球温暖化等の影響からか、特に室温環境が話題に取り上げられ、本市においてもここ数年

の間にさまざまな取り組みを行ってきたところ  
です。平成23年度には、全小中学校における全  
普通教室に壁かけ型扇風機を設置しました。ま  
た、昨年度からは小中学校の保健室へのエアコ  
ンを順次設置し、本年度中に17校、小学校14校、  
中学校3校ですけれども、この設置を行い全校  
設置が完了する予定です。

議員お尋ねの普通教室の室温状況ですが、文部  
科学省の学校環境衛生管理マニュアル平成22年  
3月改訂版において、夏期では30度以下である  
ことが望ましいとしています。最も望ましい  
温度は25度ないし28度とされているところです。

昨年度、第四中学校を除いて市内小中学校の7  
月10日から9月末までのうち夏休みを除いた期  
間、午後2時前後の最高気温をはかりました。  
その中で、28度を超えた日数として、1日以上  
5日以内が2校、6日以上10日以内が10校、11  
日以上15日以内が9校、16日以上20日以内が3  
校、21日以上が2校となっております。

普通教室におけるエアコンの設置について、現  
段階の校長会としての意見は、1つ目に全教室  
に設置を希望する学校、2つ目に一部教室に設  
置を希望する学校、3つ目に保健室に設置され  
ることにより当面の間、設置の必要性がないと  
する学校があり、ばらつきがあります。そのた  
め今年度は、より多くのデータを収集するため、  
データ収集期間の拡大を行い、室温測定のパイ  
ントも多くし、各学校の持つ特性や学校の中  
でもそれぞれの教室が持つ特性を校長会と一緒  
になって把握していきます。その結果を受けて校  
長会とともにその対応策を検討していきます。

また、マスコミ等で報道されました山形市の全  
小中学校におけるエアコンの設置につきまして  
は、順次整備を行うという方針でもありますの  
で、県内の他自治体の取り組みについても、そ  
の推移を注意深く見守り、今後市の方針の参考  
にさせていただきたいと考えているところです。

私からは以上です。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務部長 私からは、4項目めになりま  
すが、消防団員報酬等の引き上げをについてお  
答えいたします。

まず、本市消防団員の報酬についてですが、米  
沢市特別職の職員の給与に関する条例において、  
年額1万7,000円以上11万4,000円以内で市長が  
定める額と規定されており、この条例に基づき  
団員の役職に応じてそれぞれの報酬額が決まっ  
ているところでございます。

次に、出勤手当につきましては、米沢市公務員  
等の旅費及び費用弁償に係る条例によりまして、  
1回の出勤について1人1,000円、訓練や警戒等  
業務に従事したときには1日につき1,000円の費  
用弁償となっているところでございます。

近年、東日本大震災という未曾有の大災害を初  
め、地震、局地的な豪雨等による災害が各地で  
頻発し、住民の生命、身体及び財産を災害から  
保護する地域防災力の重要性が増大していると、  
こうしたことから国においても昨年12月に議員  
立法によりまして、法律が制定されたことは御  
指摘のとおりでございます。

本市といたしましても、大規模災害に備え消防  
団員の確保、それから災害対応能力のさらなる  
向上が、喫緊の課題であると捉えております。  
この法律を踏まえ消防団員の処遇の改善を図っ  
ていきたいと考えております。

御質問にあります消防団員の報酬等の引き上げ  
につきましても、その一つとして検討している  
ところでございます。3月議会の白根澤議員の  
代表質問に対しても答弁いたしました。消防  
団活動への参加率が団員によって大きな違いが  
見られることから、一律に役職に対して年額で  
支払う報酬よりも、参加者に対して支払う出勤  
手当を増額することで、より平等感、充実感が  
あるものにしたいと考えております。また、こ  
の場合も一律ではなく災害時の出勤の場合と訓

練等での出動の場合によって、手当額に差を設けられないか検討したいと考えているところでございます。まずは、出動手当について段階的な見直しを含め、平成27年度から見直しができるよう検討したいと思っております。

なお、今後とも魅力ある消防団を目指し、新たな団員の確保につながるよう消防団員の報酬につきまして、他団体の動向を注視しながら検討していきたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 子供の医療費の無料化のところで伺いますけれども、市長からは、この間米沢市で各方面からの要望に応じて年齢を引き上げてきたんだということを答弁いただきました。

ただし、今後の課題としては、拡大したことによって受給者がふえて財政的な負担も大きくなったと。それから、受給者のさまざまな事務手続、窓口対応の人員をもう少しふやさなければならぬということがあったりして、今後検討したいということですのでけれども、ちょっと私がお伺いしたのは、引き上げるべきだという話なんですけれども、検討という言葉も使わなかったと思いますけれども、これからはそういう課題があるんだというお話でしたけれども、じゃ、どうするんだと。もう一回お聞きしたいんですけれども、いかがですか。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 現時点ですぐに中学校3年生まで引き上げるかどうかは、結論は申し上げるべきではない。なぜかというはまだ課題があるからということで、少し課題を乗り越える方策の整理をさせていただきたいと思いますので、時間をいただきたいと思います。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） そうしますと、課題を乗り越えるような方策を検討して課題を乗り越え

たらやるということですね。そういうことと受け取ったわけですがけれども、そこでちょっと壇上でも申し上げましたけれども、ちょっともう一回当局から県内の子ども医療費の無料化の市町村の実態というのを御紹介いただけますか。どういう状況になっているのか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 子育て医療に関しましては、先ほど議員お述べのとおりほとんどのところで中学校3年生まで伸ばしてございます。逆に中学生の外来をやっていないところを申し上げますと、まずは米沢市、それから酒田市、村山市、南陽市、以上の4市ということになります。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 今答弁がありましたように県内の市町村35あるうち、中学校3年生までもう既にことし4月からやるというのが29自治体となっています。

それで、手元にある3月の時点での、4月になっておりますのでまだ見込みだということもある時点での県内の状況ですけれども、この資料によりますと、新庄市が小学校3年生までと。それから小学校6年生までは、今答弁がありましたように米沢市と酒田市と村山市と東根市とそれから南陽市と。そのほかは、全て中学校3年生までやっているわけですね。小学校6年生までが米沢市、酒田市、村山市、東根市、南陽市と5市なんですけれども、南陽市は、今議会で議員から質問されて、市長は来年度から中学3年生まで引き上げていきたいという答弁をしていますので4市と。4市の中で、一部負担金があるところと負担金がないところがあるわけですよ。4市のうち一部負担金があるのは米沢市だけと。あとは残りは負担金がないと。つまり子ども医療費の施策の中で、米沢市は、県内35市町村のうち下から2番目の位置にあるわけですよ。非常におくれていると。

当局にもう一つお伺いしますけれども、置賜管内の状況をちょっと教えていただけますか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 置賜管内では、町に関しましては、全てのところが所得制限なし、一部負担金なしということで、中学校の外来まで補助してございます。南陽市につきましては、今現在の資料なんですけれども、小学校の6年生までとなっております。それから、長井市が中学校まで全部外来もやっていらっしゃるんですけども、所得制限、一部負担金ありという状況でございます。以上です。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） ということで、小学校6年生までが置賜管内3市5町では一部負担金があって、小学校6年までは米沢市と。それから、南陽市は現在は小学校6年生までだけれども、一部負担金がないと。来年からは中学3年生まで引き上げる。それから、長井市が中学3年生まで一部負担金ありと。あと残りの高畠、川西、小国、白鷹、飯豊、周辺地域は、全部中学生まで一部負担金なしでやっているわけですね。こういう状況を考えれば、さまざまさっき市長が答弁されたように財政的な負担やら事務方の負担というのが、いろいろ財政的な問題として出てきますけれども、ほかの市町村がここの財政負担が軽く済んでいるというところではない話であって、どこも同じ話になるわけですね。県の事業にそれぞれ上乘せしてやっているわけですから。そういったことを考えれば、米沢市がやはりおくれた事業というところで格差がついているので、やはりここは私は市民要望が高い事業だけに早期に回復していくとか追いついていくとか、そのことが求められているんだろうと思います。

それで、先ほど第1回目の質問で申し上げましたけれども、山形県がことしから就学前から小学校3年生まで年々拡大したと。その分の2分

の1の負担金は、米沢市は負担が軽くなったわけなので、その負担金をやはり中学3年生までとは言いませんけれども、小学校6年生から引き上げるという財源に使うということは、非常に検討する余地は私はあると思うんですけどもね。

それで、もう一度確認いたしますけれども、3月議会でもこの問題、共産党市議団から問うています。それから、ほかの議員の皆さん方からもこの要望が出ています。そういう中で、今米沢市が中学校3年生まで拡大した場合、財政負担というのはどれだけかかるのかというのは試算されていますか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 中学校の外来までとしたところで、概算でございますけれども、3学年で3,800万円ほどと試算してございます。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） そうしましたら、中学校3年生まで拡大すれば3,800万円、単独の予算が必要になってくると。中学校1年生までなんか試算されていますか。あるいは中学2年生まで引き下げて。中学3年生まで一気に拡大するのはなかなか難しいなという話であれば、まず中学校1年生、中学校2年生という話になるわけですけども、その辺のところは試算されていますか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 学年ごとでは計算しておりませんで、3学年ということでの3,800万円ということです。これを試算するとすれば、単純にこれを3分の1でそれぞれの学年の数値と想定するほかはないのかなと考えております。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 3月議会以降、試算されているということなので、その試算の数字を見ながら今市長が答弁されたように市長が先ほどの県内の状況、それから置賜3市の状況を見て、

その財源のところをどうやって確保していくかという話をこれから検討されるんだろうと思いますけれども、市長はどうですか。この3市5町の状況、それから県内の状況の中で米沢市がこういう状況になっていると。財政状況はかなり大変だということはありますよ。しかし、ほかの自治体も大変な中でやっているという状況も踏まえて、市長はこの状況をどう考えますか。最後に、この問題について伺います。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 結論としては同じことかもしれませんが、他の自治体と比べてということよりも、むしろ先ほど堤議員から御質問があったように人口の増減の問題でやはり住みやすいまちづくり、子育てしやすいまちづくり、そういう観点から重要なものと考えています。

ただ、先ほど申し上げましたような課題もありますので、どういうふうにクリアしていくかということがありますので、きょうこの場で結論ということではなくてもう少し時間をいただきたいと思います。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） この制度については、やはり国で制度をつくって国が責任持ってやるというのが私は原則だと思います。これだけ全国的な自治体でやるということになっているわけなので。

先ほど最後に県に県内の市町村の状況がばらばらで不平等感があるので、県内一律にできるように県でももう少し年齢を拡大してくださいという要望をしたいという話をされましたけれども、県内の状況がばらばらで不平等感があるというのであれば、やっぱり3市5町の中でほとんどが中学校3年生までになっていて米沢市が小学校6年生と、不平等感を米沢市の市民の方は持っていらっしゃるわけですよ。県にその不平等感をなくせというのであれば、まず米沢市として米沢市の市民の皆さん方がこの不平等感を感

じないように、まずほかの2市5町の中学校3年生まで並びに早くするということが私は大事だと思います。

次に、就学援助のところですけども、教育委員会管轄の準要保護の生徒の就学援助については、消費税の3%増額分は加算するという答弁でしたのでぜひお願いしたいわけですけども、1点確認しておきたいんですけども、全国的に生活保護費の基準に準じて就学援助の所得基準を決めているところについては、生活保護費が削減されたので、それに伴って就学援助も削られているという自治体があるという全国的に広がっていて問題になって、きのうのニュースでも下村文科大臣が言っていたわけですけども、米沢市の場合はそうではないということで、もう一回確認しておきたいんです、減らないと。準要保護については、生活保護基準に準じていないので減っていないところをちょっともう一回確認したいんですけども。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 議員お述べのとおり連動しておりませんので、削減はありません。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） よろしくをお願いします。

やはり子供の貧困の問題で、国会で子供の貧困対策法というのができて、今子供の貧困の問題は、国でも自治体でも取り上げるということになっているわけなので、やはりこの就学援助の問題は非常に私は大事な問題だと思います。そういう点でもぜひよろしく対応をお願いしたいと思います。

続きまして、クーラーのところですけども、教育長から答弁いただきましてそれぞれ昨年度の実態調査の報告がありました。

それで、校長会にこれを投げかけて意見を聞いたところ、全ての教室につけていただきたいとか、一部教室につけてほしいとか、保健室につければ必要ないんだというばらつきがあったと

いうんですけれども、それはどういうことですか。つまり、全教室につけていただきたいというのは、先ほどの報告にあったように7月10日から9月末までの間で21日間30度を超えたところが2校あったというんですけれども、そういう30度を超えた日数が多いところが、この全教室につけてほしいという話なのか。あるいは、保健室で結構だというのは28度を超えた日が1日以上5日以内が2校あったというその2校ということなのか。そういう関連なんですかね。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 実は、去年のその測定ですけれども、校舎の教室の1階、2階、3階、各階2つの教室の温度を測定したのです。そうしますと、1階は大丈夫でも3階が暑いとか、あるいはその建物の構造上、風が抜けないとか、あるいは市街地で周りが緑が少ない等々のいろいろな理由で、やっぱり学校の建物によって全然教室の温度が違っていたのです。特にある学校は、体育館の屋根に太陽の光が当たって、それが反射をしてその一部教室だけ温度が高くなるとかそういった状況がありまして、校長会とも話をしてももう少しそれぞれの校舎の状況を的確につかんで、そして校長会としても教育委員会にこういうふうにしてほしいという具体的な要望をすべきだという話になったところでした。

そのためにもう少し期間も長くしたり、それからそれぞれの校舎のどういったところの温度をはかればいいかということの一つ一つの学校で検討して、そのデータをもとにしてもう一度話し合いをしたいということでありました。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） やはり新しい学校とか古い学校とか、いろいろ学校の教室環境が違っていると思うので、一概に一律に教室の温度が何度、あるいはできれば全校全ての普通教室につけてほしいとは思いますが、財政的な状況

もありますので一気にはいかないとは思いますが、今校長会のそれぞれの意見というのは、つけていただきたいと、つけることが文科省の基準からいっても本来ならばつけるべきなんだと、つけることが望ましいんだというお立場で、その上でもう少し状況を把握しましょうという話なのか。いや、文科省はそう言っているけれども、子供たちは我慢すれば何とかなんだとそういう感じなのか。その辺のところは、どういう校長会の感触なんですかね。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 校長会の大きな動きとしては、やはりこの気温が上がっている状況の中で子供たちの健康を一番に考えた場合には、教室にエアコンの設置をお願いをしていきたい。ただ、やはりお願いをするにしても一律にすぐというのではなくて、やっぱりその学校学校の状況に応じて、お願いするにしてもまずはこの学校、あるいは中学校は授業時間数が多いので中学校からとかそういった細かいことまで検証した上で、教育委員会とは話し合うべきだという話になっておりました。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） そうしますと、校長会としてはまず今の状況からいって、エアコンを設置するという前向きな考え方で判断して、その上でもう少し状況を把握した上で、どこからあるいはどういう形でいつから、財政問題もいろいろあると思いますけれども、検討を加えていく必要があるとそういうことですよ。

そうしますと、エアコンの設置が望ましいという校長会の意見だということではよろしいでしょうか。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 校長会としては、エアコン設置に向けた要望をしていきたいという方向性ではあります。

ただ、具体的にはもう少しやはりデータをとっ

てというそういった話でした。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） それで、もう一つお聞きしたいというか申し上げておきたいのは、やはり校長先生の御判断というのはいろいろういいうことをもとに御判断されるかというところだと思いますけれども、教室の温度という客観的なというか物理的なというか、その動かしがたい事実ということで、やはり入れるべきだという判断もあろうかと思ひます。

それに加えて、やはり子供たちがどう感じているのか。それから、教職員の方がどう感じているのか。親御さんたちがどう感じているのかと。ここのところは、もっと大事だと思うんですよ。やはり子供さんに水筒を持たせて、それで熱中症にならないかと心配しながら子供さんを通わせているのがこの間の学校の状況だと思います。先生方も先日の運動会でもありましたけれども、熱中症にならないかと非常に心配しながら学級活動や学校活動をやらせているという状況なので、そこの子供さん、それから教職員、親御さんの意見をやっぱりきちっと酌み上げていくということも一応大事だと思いますけれども、その辺のところはどうお考えですか。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 今議員お述べの保護者、子供、教職員のその声というのを一律に集めてということは、全市ではしていないところです。その辺についても、校長会とも話し合ってやはりそういった声を集めてみたいと思ひます。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 子供の健康の問題ということがあるので、時期的には早急ということをも求めたいわけですが、やはり十分な議論をしながらそれでやると固まったら、十分な議論があれば進むわけなので、それが十分な議論がないままにやってしまうと賛成反対という意見があつて、ずるずるといつまでも実施できな

いということに私はなろうかと思ひますので、実態調査をよくやられて、その上で校長会の意見、それから今申し上げた関係者の意見を聞いて、実施に向けて教育委員会としてもぜひ御判断をいただきたいと思ひます。

それで、ちょっと市長にお伺ひしますけれども、教育委員会の所管の問題ではありますけれども、教育内容にかかわる問題でないので、これは条件整備の問題なので市長にちょっとお伺ひしたいと思ひますけれども、この間山形市がこうやって全普通教室に導入するという状況、それから米沢市の学校現場の状況などをお聞きになったり、あるいは議会でこの間取り上げてきたということもあつて関心がおありだと思ひます。ちょっと感想だけお伺ひしたいんですけれども、どういう感想をお持ちですか、この問題について。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 それぞれ市によって実情が違いますので、その対応については、先ほど教育委員会から述べられたような手順でよいと思ひしております。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 教育内容に関して首長が首を突っ込むというのは、これはやってはならないことだと思ひます。

ただ、しっかり教育に関する父母の要求を受けとめて、それについて市長がどうするかという話はこれは当然あつていい話なので、市長もやっぱり父母、それから教育関係者からよくこの問題を聞くなり、あるいは意見をお伺ひするなり現場を見たりなどして、関心を持って対応を今後していただきたいと思ひます。そのことを申し上げておきたいと思ひます。

それから、最後の消防団員の報酬ですが、米沢市の場合は手当のところでは何とか処遇改善、引き上げということでやっていきたいということです。



ちょっと県内の手当の状況、おわかりになればお知らせいただけますか。手当の額。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 1回当たり支給されているところもあれば年額というのもありますが、1回当たりでいえば、1,000円というところが4つぐらいですかね。4団体ぐらい。それから、年額と言うと5,000円とか6,000円とか9,000円とか。山形市においては、1回当たりの金額はちょっと2,500円ほどと高目になっておりますが、大体そんな状況になっています。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） ちょっともう一回確認しますけれども、最初の質問でちょっと申し上げましたけれども、地方交付税の配分のところですけれども、これは報酬部分とそれから手当部分と別になっていますよね。米沢市がそれぞれいただいてそれをどうさらに配分するかというのは、米沢市の裁量になるわけですが、それでどうして今回報酬の部分で引き上げようとはしないのですか。これさっきちょっと答弁でありましたけれども、訓練等に出動した団員の方とそれから出動しない団員の方で、出動した団員の方に手厚くしたほうがいいんじゃないかというそういう要望もあったからという話のようでしたけれども、そういうことなのですか。もう一回。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 まず、消防団員の役職ごとの報酬から若干参考までに申し上げますと、団長、副団長、分団長、副分団長とさまざまあるわけです。一番下に団員と言われる方がいらっしゃると。その団員の報酬は御指摘のとおり1万7,000円でございます。その交付税部分については、3万6,500円、倍、半分の開きがあるというのは御指摘のとおりでございますが、役職の部分、今申し上げた団長、副団長、分団長等の役職の部分については、交付税の基準を超えて

いるもの、あるいはそれと近いものがございます。極端に離れているのが団員ということでございます。それで、この団員が実際の消火活動、あるいは防災訓練、そういったときに出動したときにやはり1,000円というのは、先ほど申し上げましたように4団体ぐらいでして、市ではございません。1,000円は。そういう意味では、ちょっと低いのではないかと。そういうことから、報酬を穴埋めするわけではありませんが、平等感を持っていただくためにも手当のほうで少し増額と考えたところでございます。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 手当を引き上げることが、団員のやる気とかあるいは団員活動に積極的になるかどうかという動機づけというか、一つにはなるかと思えますけれども、訓練やそれから出動、実際火災があったときなどの出動に出られるか出られないかというのは、手当を引き上げるということも一つの大事な要素かもしれないかもしれませんが、もっと別なところにあるんじゃないかなという気がしているわけですよ。さまざまな家庭の御事情やあるいは会社の御都合、勤め先の御都合やいろいろあつてのことだと思うんですよね。団員を確保するというその最初のところで何といたしますか入るか入らないかというときに、やはり報酬がある程度このぐらいの金額だというところが、何といたしますか団員としてはそうならやってみるかという気持ちになるところは、手当よりも私はあると何となく思うんですよね。

だから、手当もこう実際火災現場に出る訓練に出るといのは非常に大変な御苦労があるので、引き上げることは大事だし、それから報酬についても私はもっと団員のところ、班員のところについては引き上げていく必要があると思います。

それで、もう一回ちょっと御紹介いただきたいんですけれども、県内の状況で例えば米沢市と

大体人口規模が同じ並び、つまり地方交付税の配分額が大体同じぐらいのところであつたらどういう状況になっていますか。鶴岡、酒田、その辺のところ。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 報酬ですよ。鶴岡市で2万円、酒田市で2万円、それから天童市では1万6,500円、これは団員の報酬ということになります。

議員が御指摘のとおり消防団員については、報酬と災害の救助活動、それがやっぱりリンクしているのではないかと。ということで、我々地方公共団体に報酬の引き上げを法律で求められている。ただし、この交付税と実際の団員数のとの開きがありまして、なかなか一概にその1万7,000円を相当程度引き上げるとするのは難しい状況にあります。ですので、まずは手当というふうに御答弁申し上げているところでございます。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 地方交付税というのは、大体人口規模なりその市のさまざまないわゆる規模によって配分額が決まるわけですので、酒田、鶴岡で2万円ぐらいのときに米沢市が1万7,000円。それで、さっき天童が幾らでしたか1万6,500円というのがありましたけれども、ただ村山市なんかは1万8,000円ですよ。それから、山辺町は1万9,000円と。それから庄内町も1万9,000円ということ。それから遊佐町は2万円とになっているわけですよ。米沢市よりはずっと財政規模が小さいところについて、報酬が3万6,500円と出ているということを消防庁でも国でも言っていて、その未配分に何とか近づけようということいろいろやっていると思うんですけども、そこから考えても1万7,000円というのはちょっと低過ぎるんじゃないかということと、3万6,500円という金額からいっても1万7,000円というのは、ちょっと差があり過ぎるの

ではないかなという感覚なんですけれども、ちょっともう一回いかがですか。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 交付税の算定の基準の中で、10万人規模の場合に団員に3万6,500円報酬を支給するようなことになっているわけです。それを米沢市の8万9,000人ぐらい、平成22年の人口ですけれども、それで比較すると団員数が実は500名ぐらいの基準の中で全体の交付税が算定されているということになっています。

実際米沢市の団員は、ことしの4月1日現在で947名おられます。そうすると、交付税の額だけもってしては、団員全てにその分の額は到底行かないわけです。その部分について、今後どうするかということで課題としては残っておりますので、まずは27年に向けて手当のほうでということと計画しているところでございます。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 最後になりますけれども、消防団に入って4月に団員に交付式があるわけですよ。うちの息子も消防団に入って交付式に行つて、国がつくつたパンフレットが手渡されるんですよ。消防団員の活動とはこういうものだ。それにはこうそれぞれ団員は幾ら報酬が出ますと書いてあるんですよ。団員のところについては3万6,500円と書いてある。うちの息子はそれを見て、3万6,500円出るのかと私に聞くわけですよ。いや、違うんだと。1万7,000円程度だという話をするわけです。何で違うんですかという、新しく入った団員がみんなそう思ったと言うんですよ。3万6,500円出るんだと。

ちょっと額が開き過ぎていると私は思うし、前回の改定時期がいつなのかわかりませんけれども、この間相当な期間改定になっていないわけですよ。そういった意味では、まず手当からやるというのはよろしいかと思ひますけれども、来年度以降、やっぱり団員確保、団員に入つて頑張るかというある意味動機づけと申しますか、

そういう御苦勞ということも非常に荷がありますので、報酬部分でやっぱり引き上げていくということも大事な点だと思いますので、よく検討していただきたいと思います。そのことを申し上げて終わります。

○島軒純一議長 以上で8番高橋壽議員の一般質問を終了いたします。

.....

散 会

○島軒純一議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞さまでした。

午後 4時18分 散 会

